

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成26年3月19日 午前9時58分～午後2時20分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 委員長 | 江口 是彦 | 委員 | 井上 勝博 |
| 副委員長 | 中島 由美子 | 委員 | 新原 春二 |
| 委員 | 瀬尾 和敬 | 委員 | 今塩屋 裕一 |
| 委員 | 永山 伸一 | | |

○その他の議員

| | | | |
|----|--------|----|------|
| 議員 | 成川 幸太郎 | 議員 | 森満 晃 |
|----|--------|----|------|

○説明のための出席者

| | | | |
|-------------|--------|---------|-------|
| 市民福祉部長 | 春田 修一 | 福祉課長 | 坂元 安夫 |
| 障害・社会福祉課長 | 徳留 真理子 | 子育て支援課長 | 吉川 真一 |
| 主 幹 | 後藤 里美 | 課長代理 | 西田 光廣 |
| 高齢・介護福祉課長 | 仙名 浩貴治 | 保育グループ長 | 石走 利和 |
| 市民健康課長代理 | 福壽 清則 | | |
| 健康指導東部グループ長 | 常盤 美幸 | | |

○事務局職員

| | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 議会事務局長 | 田上 正洋 | 議事グループ専門員 | 久米 道秋 |
| 課長代理 | 南 輝雄 | | |

○審査事件等

| 審 査 事 件 等 | 所 管 課 |
|--|---------------------|
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 障害・社会福祉課 |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 議案第50号 平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査) | 高齢・介護福祉課 (市民健康課) |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 福 祉 課 |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 子 育 て 支 援 課 |
| 乳幼児医療費・重度心身障害者医療費等助成の現物給付方式の実現を求める意見書の提出について | — |

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまからきのうに引き続き市民福祉委員会を開会いたします。

今日は、審査日程の障害・社会福祉課から審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において随時許可します。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）それでは、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（江口是彦）審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さんおはようございます。それでは、障害・社会福祉課の当初予算の概要について、これもきのうと同じく本編の資料で御説明させていただきたいと思っております。

障害・社会福祉課につきましては、昨年度に引き続き障害自立支援給付費が約8,000万円の増という形になっておりまして、年々扶助費がふえてきている状況があるところでございます。

新規事業としましては、2ページの下から2行目になりますが、臨時福祉給付金給付事業が3億8,100万円計上させていただいております。これらを含めまして課全体では前年度比約4億5,600万円の増となっているところでございます。

なお、この臨時福祉給付金給付事業につきましては、消費税の引き上げに際しまして低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的、臨時的な措置として給付措置を行うものでございます。これにつきましては、全額国庫負担となるところでございます。

ただ、きのうも若干触れさせていただきましたが、平成26年度の税が確定しますのが5月末でございまして、現在当初予算に計上させていただいております分については、平成25年度の課税

状況等から推計した数字でございまして、この分については今後、5月を待って電算等で抽出するわけでございますが、そのときの状況によっては補正ということも考えられるということはお含みおきいただければありがたいというふうを考えております。

以上、簡単ではございますが、障害・社会福祉課の当初予算の概要の説明を終わらせていただきますが、予算の内容等につきましては、この後、課長のほうが詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）引き続き当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・社会福祉課でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、歳出予算について御説明申し上げます。

予算調書の131ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費は、社会福祉事務及び地域福祉推進事業に係る経費で、事業費は3億8,372万6,000円です。

主なものは社会福祉事務嘱託員など、298人の報酬、支所の職員など23人分の給与費、社会福祉協議会運営補助金等でございます。

次に、予算調書、同じく131ページ下の段、社会福祉施設管理費98万9,000円は、社会福祉施設の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

臨時福祉給付金給付事業費3億8,125万2,000円は、消費税率引き上げに伴う低所得者への暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金に係る経費でございます。

市民福祉委員会資料の20ページをお開きください。

趣旨等につきましては、先ほど部長が御説明したとおりでございますが、給付対象者は基準日、平成26年1月1日において、住民基本台帳に記録されている方で、市町村民税均等割が課税されていない方となります。

また、その方が市町村民税均等割を課税されている方の扶養親族となっている場合や、生活保護

制度の被保護者となっている場合などは、給付の対象外となります。

給付金額は1人当たり1万円。老齢基礎年金、障害基礎年金や児童扶養手当の受給者等につきましては、1人につき5,000円が加算されます。支給対象者数はおおむね2万6,000人に、そのうち加算支給対象者は1万8,000人を見込んでいます。

今後のスケジュールでございますが、平成26年度市民税が確定後、均等割非課税者を抽出し、該当すると思われる世帯に、できるだけ早期に申請書を送付したいと考えております。

申請を受けてから、審査、支給決定等の手続きに入ることになりますので、この事業につきましても周知に努めるとともに、速やかに支給できるよう鋭意事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、同じく132ページ下の段、3款1項2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費7,748万2,000円は、障害者団体への運営費助成、障害者施設の維持管理、福祉タクシー等利用料の助成等に係る経費で、主なものは職員7人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、身体障害者福祉協議会運営補助金、福祉タクシーと利用料助成でございます。

次に、133ページです。

障害者（児）自立支援事業費21億4,352万9,000円は、障害福祉サービス及び障害福祉サービス利用料助成等に係る経費で、主なものは障害認定訪問調査相談業務嘱託員3人、育成医療嘱託医等の報酬、介護給付費、自立支援医療費等補助事業扶助費でございます。

同じく133ページ下の段、重度心身障害者医療費助成事業費2億6,732万6,000円は、重度の心身障害者の医療費助成及び医療費助成申請書回収業務委託に係る経費で行政事務嘱託員（Ⅱ種）3人の報酬、医療費助成費が主なものでございます。

次に、134ページをお開きください。

特別障害者手当等給付事業費4,715万9,000円は、特別障害者手当等の給付に係る経費で、嘱託員二人の報酬及び特別障害者手当等給付に要する経費でございます。

同じく134ページ下の段、地域生活支援事業

費1億7,705万1,000円は、市町村事業として実施する地域生活支援事業に係る経費で、主なものは手話通訳業務嘱託員の報酬、地域活動支援センター事業及び相談支援事業業務委託等の委託料、ふれあい障害者福祉大会運営補助金、日常生活用具等給付費等補助事業扶助費が主なものでございます。

次に、135ページ上の段、障害児通所支援事業費1億4,095万1,000円は未就学児の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業並びに利用料助成に係る経費で、子ども発達支援センター「つくし園」の指定管理料及び放課後等デイサービス事業に係る補助事業扶助費が主なものでございます。

同じく135ページ下の段、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費64万8,000円は、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具給付及び軽度・中程度難聴児補聴器助成事業に係る経費でございます。

次のページ、136ページです。

3款1項3目地方改善対策費の隣保館管理運営費4,069万3,000円は、隣保館の管理運営に係る経費で、隣保館長など嘱託員6人の報酬、職員1人の給与費、冷水会館屋上防水工事費、人権啓発等連絡協議会運営補助金が主なものでございます。

同じく136ページ下の段、3款5項1目災害救助費1,350万6,000円は、局地災害救助及び災害救助法適用による自然災害等罹災者への援助事務等に係る経費で、災害弔慰金と扶助費が主なものでございます。

続きまして、一般会計の歳入について主なものを御説明いたします。

予算調書の27ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金11億6,004万3,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、児童発達支援センター給付費負担金等でございます。

次に、15款2項2目民生費補助金4億1,096万3,000円は、臨時福祉給付金給付事業費補助金などでございます。

次のページ、16款1項1目民生費負担金5億6,171万3,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、児童発達支援センター給付費負担金

ただ、簡単に申しますと先ほどいった療養費の国保負担金減額調整という部分については、これは交付額の算定に関する省令というのがございます。その省令の中で、きちんとゼロ負担にする場合とか、そういう細かく規定をしております、その部分で現物給付をすることによって、また対象年齢とかそういうこと、3割の方あるいは2割の方によって減額をするような部分が規制されております。

これはなぜかといいますと、国の考え方なんです、無料化することによって医療給付費が伸びるというような考え方を持っていらっしゃるしまして、その関係で省令できちんとその分については見ていると。ちなみに、ゼロとした場合の未就学児までしてしまうと0.8611という係数を持っております。ですから、約14%の減額をしますよというような話。小学校以降になると、0.827になるとということで16%程度の減額をしますよというような制度を設けているところでございます。

これは、2割の未就学、児童の未就学の2割の方の例ですので、3割の方とか高齢の方あるいは一般の世帯、被保険者の方によってまたこの数値が変わってまいります。

それともう一つが県の考え方なんですけど、市長会で要望しているのは今県のほうの取り扱いとして、15日の委員会の中でも出ていたんですが、県としては現物給付に対する考え方を現時点では持っていないというような考え方を持っています。

そういうようなことで、今県が乳幼児と重心とひとり親について2分の1の県単補助をしております。この対象者が医療機関に支払った一部負担金と。医療機関に支払った一部負担金を助成した場合について、助成しますよというようなこと等でしております、平成25年度の当初予算、平成26年度もほとんど一緒なんですけど、総額で4億を超えておまして、そのうちの2分の1としますと約2億円程度の県補助があるところでございます。本市の場合は。

です、この財源をどうするかという問題等も出てくるということと、もう一つは、今は乳幼児の中でも国保連合会のほうに審査の振り分け関係の委託をかけているんですが、その事務経費等が1,700万円程度出しておりますので、これが

障害者とかひとり親とかいうふうに拡大されますとその委託といいますか、その審査の係る手数料というのも当然出てまいります。

ですから、私どもとしては何度もいいますが、県のほうに市長会として要望を上げているのは、この国の制度、それと県が二つの制度を撤廃してもらえば私どもは現物給付に入れるというような思いもございまして、県のほうに要望をかけているというのが現実でございます。

ですから、県がこの前の委員会の中ではなかなか厳しい回答をしておりましたので、県がそこをかえないことには本市の場合2億円程度の一財持ち出しをせざるを得ないという現実が目の前に来ているということは御理解いただきたいと思いません。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑はありますか。

○委員（井上勝博） 先ほどの障害者の医療費の助成の制度ですけども、これについて私の母も2級障害ですが、長い間その制度があることを知らなかったために、ずっと払っていたと。途中でそのことがわかって、それ以降は還付を受けるようになったわけですけども。障害者全体として見ればやっぱり1回支払わなきゃいけないということがありますので、しかも手続的にはやはり支所のほうに申請書をもらいに行って、お医者さんの持って行ってというふうなことをやっていますよね。

だからそういうことを考えていくと、障害者全体として見ればそのほうが、窓口給付のほうがありがたいというふうに思うんですね。確かに団体としては、そういう仕事になっているということなんだけど、それは今までそういう窓口給付でなかったがための面倒な手続を誰かがやってくれないかと。それは、やっぱり障害者団体にしてくれれば一番いいんじゃないかという考え方で、仕事があったからそういう仕事を頼んだということになると思うんですね。

だから、新たに何らかの努力をしていただいて、別の仕事をつくっていただくというふうな形でも代わりができるんじゃないかなという気がするんですが、それはどうなんでしょうか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） 確かに、

回収業務を委託しておりますのは自動償還方式導入に対する一つの手当でございます。本日、委員会資料でお示しておりますが、障害者優先調達推進法もできましたので、そういった意味では御協力を別の方法でもというか、別の業務でも考えたいというふうには考えておりますが、今はこれは自動償還方式を導入されない限りは続けていきたいといふふうに考えているところでございます。

○委員長（江口是彦）御質疑願います。

○委員（井上勝博）臨時福祉給付金なんですけれども、これは消費税の増税ということで、低所得者にやっぱり負担が重くなるということで、それを少しでも緩和するための給付金と。そういう位置づけなんだけれども、生活保護の方々は対象外というのが、ちょっと腑に落ちないと思うんですよね。

だって、生活保護を受けている方々も買い物されるわけで、消費税の負担というのは非常に重くなる。しかも、生活保護費は削られているわけですから、何か理屈が通らないなというふうに気がするんです。その辺は理屈的には通っているんですか。

○市民福祉部長（春田修一）国の考え方では理屈は通っているというようなことでございます。というのは、本年度の中でも3年間にかけて物価上昇率を加味した形で引き下げるといふ部分は御説明したと思っておりますが、その部分もあるんですが、消費税が今回導入されることに伴って、その部分を扶助費の中で措置するというような形で国のほうは言っております。

ですから、実質的には扶助費の額が上がっていくというような形になっているところでございますので、理屈的には通ってくると。ですから、生活保護の方はそちらの扶助費の中で見ますよと。それ以外の方の低所得者については、この給付金の中で見ますというようなすみ分けをしているところです。

○委員（新原春二）予算に直接かかわる問題ではないんですが、自立支援事業のお金が21億円、膨大な数になっていますよね。障害者に対するサービスというのはもちろんあってしかるべきだし、またなければならぬものだと思うんですけども、今回、全国的に見れば音楽家の不正受給、こういうものが発覚して全国的には大変な問題に

なっているんですが、その認定のあり方なんですけれども、もちろん障害のある方が認定とするといえれば当然そうなんです、社会的に見て認定を受けていらっしゃる方で、あの人はどうかと地域的には問題になるようなものがちらほら、この種の問題で出てきているように思うんですけども。本当に障害のある方についてはどんどんサービスをしていくのが当然なんです、地域的にそうではないんじゃないかと言われるような方々の対策、そういうようなものはどういうようになっているのか。

一旦もう認定をしたら、ずっと一生そうなのか、途中でどんな認定のあり方があるのか、そこ辺がテレビなんか見ていると認定のあり方というのが定かでないわけですけども。そこら辺の障害の認定を受けてから障害ずっとあるのか、途中でどんな認定の見直しと申しますか、そういうようなものがあるのか、その辺の関係はどうなっていますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）これは障害の程度、種類、いろいろございますけれども、それによりまして3年後には見直しますよ、1年後に見直しますよというふうに障害で決まっております、その再認定を受けていただくというふうになっておりますので、なんかそこで障害が当然軽くなられる方も、重くなられる方もいらっしゃいますし、よくなられる方もいらっしゃいますので、有期認定制度になっていますので、そこで見直しをなされていくということでございます。

○委員（新原春二）基準的にはそうなっていると思うんですけど、実際そうなっているのかなという疑惑がちらほらあるんですよね。もう本当にもうそういう医師の、一つは医師の処方箋、処方箋といいますが、証明が必要になってくると思うんですけども、もう医師の証明があればもうオーケーと。

では、もう地域的にあの人は耳が聞こえそうだけれど、障害受けちゃっどんから、おらべえば耳が聞こゆつとよというような話があったりすれば、その地域的な、医師的にはそうですよ、証明が出ればそれでもいいんでしょうけれども、社会的に見てあの人は聞こゆつとよという話があった場合に、そういうのは申告といいますが、そういうようなものがなされるのかどうか。もう全く個人情

報だから、そんなものは一切できませんよ。調べようがない、地域的にはあの人は聞こゆっどと思っててもそれをどこに申請、あの人は聞こえるかもよというのはなされるのかどうか。そこら辺の地域的な社会的なのは、申告をする場合に、どうしたらいいのかなというのがあるんですよ。

例えば、民生委員さんがもうチェックをされて、あの人はもう聞こえるかもということで審査されるのも一つの方法だろうし、もうそういうものは我々、そういう方々、地域の方々が福祉課に来られてあの人は聞こえると言われても、個人情報ですからそれをイエス・ノーは言えないと思うんですよ。そこら辺がかなり難しいすみ分けだと思うんだけど、そこら辺の医師の認定だけなのか、あるいは民生委員さんの助言なのか、そこら辺の関係は継続する場合にどんなふうになっていますか。例えば、3年なら3年、1年なら1年でする場合に。

○主幹（後藤里美）そもそもの最初の申請があった場合に、それぞれの障害に応じた診断書を出していただき、それを県の判定機関のほうでさらに審査をして等級が決定されます。そのときに、症状によって明らかにもう改善の見込みがないという判定がされた場合には、無期の方もおられますが、改善の余地がある方につきましては、先ほど課長が御説明申し上げたとおり、何年か後の再判定ということが義務づけられますので、その時点で改めて診断書を出していただき、また県の機関のほうでさらに判定をしということで、再認定という形で手帳がまた再交付されるような制度になっております。

ただ、今委員のほうからお申し出があったような御相談自体をまだ、済みません。私どものほうで直接お受けした機会がまだございませんで、その対処法につきましてはまた改めてこちらも勉強させていただきたいと思っておりますので御了解ください。

○委員（新原春二）個人情報保護法の関係もあってかなり、そういうようなものもまれだと思うんですけども。本当は障害者にはきちんとしたサービスを大いにやっていただいて、本当に健常者と差のない程度の生活をしてもらおうということが基本ですから、それはそれでいいんですけども。どうしてもそういうようなものが今回、音楽家の

関係であって、もう聞こえないということを判定されてずっときたけども3年前から聞こえたという話なんかもあって、社会的にはかなり福祉の面ではどうなっているのというのがあると思うんですけども。薩摩川内市であるということだけでなく、そういうものの社会的にそういうようなものが発生した場合に、どこに相談に行つて是正をどうしていくのかということも含めて対処しておかなきゃいけないのかなということでしたので、要望にかけておきます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第37号にかかる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）それでは、市民福祉委員会資料の21ページをお開きください。

本市の障害者施策に関する基本的な計画であります「薩摩川内市障害者計画（第2期）」について、概要版で説明させていただきます。

12月議会におきましても、障害者計画策定に係るパブリックコメントの実施について御説明したところではございますが、この障害者計画は障害者基本法の規定に基づき、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、本市の障害者の状況等を踏まえ策定するものでございます。

22ページにありますように、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念に、平成26年度から平成30年度までの5カ年を計画期間として策定するものでございます。

23ページには、本市の現状を示しておりますが、65歳以上の手帳所持者数が増加しております

す。これは障害のある方が高齢化するという事
より、重度心身障害者医療費は、自己負担額の全
額助成があることなどから、90歳、100歳で
新たに障害者手帳を申請されるという事例が多
くなってきております。

24ページから施策の概要と主な取り組みを示
しております。また、今後本計画を着実に推進す
るために、本市自立支援協議会において、本計画
の進行管理、評価を行うこととしております。な
お、平成26年度は本計画の実施計画にあたりま
す障害福祉計画の策定を予定しているところで
ございます。

次に、委員会資料29ページです。薩摩川内市
子ども発達支援センターつくし園の指定管理者の
評価結果の報告をいたします。

指定管理者は、社会福祉法人薩摩川内市社会福
祉協議会で、指定期間は平成24年4月1日から
平成27年3月31日まででございます。ことしの
1月29日に評価委員会を開催しております。総
合評価の結果、すぐれているとの評価を受けて
おります。

次に、委員会資料31ページ、薩摩川内市障害
者就労施設等からの物品等の調達推進方針につ
いて御説明いたします。

平成25年4月障害者優先調達推進法が施行さ
れ、障害者就労施設等で就労する障害者の経済
面の自立を進めるために、国や地方公共団体は
率先して当該施設等から物品等を調達するよう
努めるとともに、調達方針を作成し、調達の
実績を公表することとされております。

本市におきましては、これまでも庁内会議等
で障害者就労施設等への業務委託や、商品の
購入についてたびたび協力依頼してきてお
りましたが、今後、今回作成いたしました調
達方針にのっとり、前年度の実績を上回
ることを目標に各課、各機関を挙げて
優先的な物品等の調達に努めてまいり
ます。

実は、昨日川内文化ホールにおきまして、
就労支援事業所の物販イベントが開催され
たところでございます。多くの皆様に御購
入いただきました。売り上げは利用者
の皆さんの工賃として還元されるという
ところでございます。これからも工賃ア
ップに協力していきたいと意を強くした
ところでございます。

なお、調達実績につきましては、市のホーム
ページにより公表するとともに、市民等
からの物品等の調達推進のため、障害
者就労施設等が受注可能な物品等の情
報をホームページ等を活用し情報発信
していくこととしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく
お願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま説明があり
ましたが、これを含めて所管事務全般につ
いて質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 障害者施設でのや
っぱ働いている人たちの長時間労働とい
うのが、本当に長時間だし、休日もと
っているのか、とっていないのかわから
ないような状況というか、そういう状
況を見ていて、これ何とかならんもの
なのかと。障害者の方を相手にされて
いらっしゃるわけですので、やっぱり
大変な仕事を、それを覚悟の上で働
いていらっしゃるわけですが、しかし
それにしても家族を犠牲にしたりとか
、自分の健康を害したりとか、そうい
うような状況を見ていて、何とか働
いている人たちの環境を何とかでき
ないものだろうかということもいつも
思うんですが、その辺については改善
されているんですか、改善の方向に
あるんでしょうか。どうなんでしょう
か。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）
実際、そのような実績があつて相談が
寄せられていらつしやるということ
なんですけども、もしそのような勤
務、時間外長期にわたって心身まで
不調を来たされるような実態がある
とすれば、私どもでも把握をして至
急に対処したいというふうには考
えておりますが、相談支援体制を
とっております、もしそのような御
要望あればそちらのほうに寄せ
ていただいて対処しているところ
でございますが、例えばそれがA
型なのかB型支援事業所なのか、
議員は御存じでいらつしやるん
でしょうか。

○委員（井上勝博） 要望を受けて
いるわけではないんです。見てわか
るわけですよ。もうすごいわけです
から。だからその何でそうなるのか
など。そういう現状はないんです
か、事実として把握はされていない
んですか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）
事業の内容につきましては、県が当
然、事業所も回りま

して定期的な指導もしておりますので、もしそのような実態があるとするばもう大変なことだと思いますので、どこの、もしこの委員会が終わってからで結構で教えていただければ。

○委員（井上勝博）障害者施設というのは、そういう長時間労働というのはやっぱりあり得ないという認識というか、そういう認識なんですね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）当然でございます。特に就労支援の施設につきましては、その方たちが民間事業所にどのようにスムーズに社会参加できるか、民間の事業所につないでいけるのかというのを支援するための事業所でございます。そこが実社会に結ばないような支援をされているとすれば、これはもう事業所としてあり得ないと思いますので。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次に、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（江口是彦）先ほど審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、続きまして高齢・介護福祉課の当初予算の概要について御説明させていただきたいと思っております。

これにつきましても本編の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計では、前年度比で約4,400万円の減となっております。これは、平成25年度予算に計上させていただきましたグループホーム整備等補助金2カ所分の減によるものでございます。

なお、平成27年度からは老人福祉計画第6期介護保険事業計画策定予算として1,919万円をまた新たに計上させていただいております。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、市民健康課所管分を含めまして、総額で106億4,470万円、対前年度比較でしますと1億7,000万円の増となっております。主な要因としましては、居宅介護サービス費が約1億4,300万円、介護予防サービス費が約1,900万円、それぞれ増となっているところでございます。

なお、新規事業としまして、認知高齢者あるいは一人暮らし高齢者の増加に伴いまして、成年後見の必要性が高まっているところでございまして、この事業というのは今後、増大するのではないかとというふうに予想されているところでございます。

このようなことから新規事業としまして、成年後見制度の普及啓発あるいは成年後見等の受任支援、市民後見人養成講座の実施等を行う成年後見センターの設置に関します経費を新たに計上させていただいております。

また、国のほうでは地域包括ケアシステムの構築を今後の重点的な課題としておりますが、在宅医療と介護の連携を進めるため、医師、看護師、ケアマネージャー等が情報共有を図りながら、連携を図るということが非常に重要だろうというふうに考えておまして、この検討を1年間かけてずっと医師会も含めて、保健所も含めましてやってきたところでございます。

このたび、医師会が中心となって在宅医療センター設置の準備を行うというようなこと等で話が進んでいるところでございまして、それにかかわる経費も計上させていただいたところでございます。地域包括ケアを進めるためには、在宅医療という部分がきちんとできないと、その他に連携ができないというような思いもございまして、医師会のほうで中心になれるということでございまして、それについて予算を計上させていただいたところでございます。

以上、高齢・介護福祉課の当初予算の概要の説明を終わりますが、予算の詳細につきましては、この後課長のほうが説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）引き続き当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、高齢・介護福祉課分について説明いたします。まず、歳出から説明させていただきます。

事業の内容は、予算調書により説明させていただきますので、予算調書の137ページをお開きください。

137ページの上段でございます。

事項、老人福祉管理運営費につきましては、高齢者福祉事務事業に係る業務を行うための経費で、一般職員7人分の給与費、共済費など高齢者福祉事業運営に必要な職員の人件費、敬老金支給等の経費を計上しているほか、3年に1回策定することとなっている老人福祉計画・第6期介護保険事業計画策定業務委託経費154万4,000円を計上しております。

次に、下段をごらんください。

事項、老人福祉施設管理費につきましては、老人福祉施設の電気、消防用設備、浄化槽等の保守点検業務等、それから管理代行委託等、施設の維持管理に必要な経費等を計上していますほか、樋脇もくもくふれあい館ののり面崩落箇所の復旧工事に係る設計業務委託料197万4,000円を計上しております。

次に、138ページを開きください。

上段の高齢者生活支援事業費につきましては、高齢者訪問給食サービス等の事業、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業、緊急通報受信業務、健やか支援アドバイザー事業業務委託経費のほか、緊急通報装置100台分の備品購入費を計上いたしております。

下段をごらんください。事項、老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置経費を計上いたしております。

次に、139ページをお開きください。

介護保険対策費につきましては、介護保険事務事業に係る業務を行うための経費で、一般職員15人分の給与費、共済費など介護保険事業運営に必要な職員の人件費、介護保険特別会計への繰出金等を計上いたしております。

次に、下段をごらんください。

地域介護・福祉空間整備等事業費につきまして

は、地域密着型サービス施設の設備整備に係る補助金等を計上いたしております。

次に、140ページをお開きください。

養護老人ホーム管理費につきましては、養護老人ホーム「甌島敬老園」の施設運営に係る経費で、一般職員5人分の給与費、共済費のほか、修繕費管理代行委託料等を計上しております。

下段をごらんください。

特別養護老人ホーム管理費につきましては、特別養護老人ホーム「甌島敬老園」の施設運営に係る経費で、一般職員3人分の給与費、共済費のほか、洗濯機、ガス乾燥機の経年劣化に伴う備品購入費等を計上いたしております。

次に、141ページをお開きください。

介護認定審査費につきましては、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務及び要介護・要支援認定に係る業務を行うための経費を計上するもので、介護認定審査会12合議体の委員60人、介護認定訪問調査業務嘱託員18人分の報酬等の人件費のほか、主治医意見書作成手数料、介護認定支援システム保守料、リース料等を計上いたしております。

下段をごらんください。

労働者福祉対策費につきましては、シルバー人材センターに対する運営補助金を計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の30ページにお帰りください。主なものについて御説明申し上げます。

13款2項1目民生費負担金では9,079万3,000円を計上いたしておりますが、主なものは老人福祉費負担金8,880万円、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者が収入に応じて負担するものでございます。

次の、14款1項2目民生費使用料では418万1,000円を計上いたしております。主なものは、入来高齢者福祉センター使用料212万3,000円であります。

次の、15款2項2目民生費補助金では2,000万円を計上いたしております。これは、地域介護・福祉空間整備等交付金で地域密着型サービス施設の設備整備に係る国庫補助金でございます。

次の、16款2項2目民生費補助金では

847万4,000円を計上いたしております。主なものは老人クラブ運営費補助金661万4,000円でございます。

次に、21款3項1目貸付金元利収入では150万円を計上いたしております。これは、特別養護老人ホーム整備資金貸付元金収入で旧里村において、社会福祉法人里福社会が平成14年に整備をいたしました特別養護老人ホーム寿里苑の運営資金として貸しつけた3,000万円に係る償還金でございます。

31ページをお開きください。

21款5項4目雑入では4,945万3,000円を計上いたしております。主なものは、甌島敬老園運営のため社会福祉協議会に派遣しております職員人件費に係る派遣協定による収入でございます。

続きまして、廃止いたします事業及び計画策定について説明させていただきますので、委員会資料本編の3ページをお開きください。本編の3ページでございます。

廃止事業一覧の2行目、生活支援型ホームヘルプサービス事業は、介護認定を受けられない利用者を救うため、介護保険制度が始まりました平成12年度に始めた事業でございますが、利用者も少なくなったことから廃止をするものでございます。

次の高齢者おでかけ支援事業は、とじこもりの防止や社会参加を目的に事業開始をいたしました。介護予防事業などの活動参加を通じた介護予防を推進するため、平成27年度から介護予防ボランティア事業に統合するものでございます。

最後に計画策定一覧の下から2行目の老人福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、3年ごとに定めることとなっており、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画を平成26年度中に策定する必要があります。

計画策定に先立ち、アンケート形式で本年度高齢者の実態調査を行い、現在、集計分析作業中でございます。その分析結果を踏まえて策定する予定でございます。

以上で、一般会計に係る高齢・介護福祉課分の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）おでかけ支援事業についてなんですけども、廃止ってなっているんですが、これは来年度というか、平成27年度からの廃止、平成26年度は継続ということですか、ちょっとその辺確認。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）平成26年度までは継続をいたします。なお、平成26年度中に市民の方々への周知広報を行う予定としております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）このおでかけ支援事業は大変喜ばれて、以前はこの事業が始まったときはまだ知られてなくて普及が少し伸び悩んでいたけれども、知られるにつれてどんどん広がって、温泉に入れたりとか、バスに乗れたりとか、非常に喜ばれている制度だったわけです。

これについて、その制度を廃止して新たな制度に変えるという意味がよくわからないんです。全く違うんじゃないかなど。新しいサービスを始めるということでもいいんじゃないかと。何も廃止する必要はないんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）合併後10年を経過し、地方交付税が削減される中、限られた予算の中でより効果的な事業を行う必要があるということと、それから介護給付費を抑制するために介護予防事業を推進しなければならないことと併せまして、おでかけ支援事業というものととじこもりの防止、社会参加にはなり、ある種介護予防事業に役立っているとは思いますが、その制度自体が給付型ということで、もらえるものだと。そういう形から、より市民の方へ介護予防に対する意識づけ、活動参加を促すために介護予防事業へ統合をしたいということでございます。

なお、この介護予防事業のポイントはおでかけ支援事業と同様風呂とか、バスとか併せましておでかけ支援事業になかったガソリンといいますか、ガソリンスタンドでも使えるようになりますので、より選択肢が広がるということから、介護予防事業を重点的に取り組むという意味から、介護予防事業へ統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）この名前からすると介護予防ボランティア事業というのは、いわばまだ元気な方が介護のために自分からボランティアをしたい。そのために、そういうバスとか、そういう何らかの補助金を出そうと、そういう考え方なんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）補助金と申しますか、介護予防事業のボランティアだけではなくて、要は介護予防ボランティア教室に参加した人、それからいろんな高齢者クラブ連合会が主催する運動、平たく言えばゲートボールとかグラウンドゴルフとか、そういった活動に参加することによって外に出る、体を動かす、そういったことによって介護予防に努めてもらうと。

それから介護認定を受ける一步手前、今2次予防対象者と言っておりますけれども、そういった人たちを対象に介護予防教室をいたしておりますが、そういった方々に参加された方もボランティアの対象にしましょうということで、活動支援型、対価と言ったらおかしいですけど、給付型から活動支援型ということへ転換したいという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに質疑ありませんか。

○委員（中島由美子）高齢者おでかけ支援事業ですが、私も結構使っていらっしゃる方はたくさん知っているものですから、廃止になっていくというのでちょっと残念かなと思うんですが、その介護予防をとにかくしっかり頑張っていきたいという、そのことをやっぱり周知徹底をしてほしいなというのが一つ。

それと、この介護予防ボランティアの登録をしないといけないわけですよ。手帳をもらわないとポイントがたまっていきませんよね。その登録が社会福祉協議会に行かないとできないことになっていると思っておりますけど、私の中では。そうやってグラウンドゴルフとか老人クラブとかに参加されるときに、一緒に登録もできたら高齢者の方々は大変趣旨もよくわかって、やってみようという気持ちにもなると思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○市民健康課健康指導東部グループ長（常盤美幸）後ほどの説明でもすることになると思いますが、対象活動を広げるにあたりまして、高齢者

クラブ連合会活動、高齢者クラブの活動を追加しております。その中で、高齢者クラブ連合会の事務としまして、団体の会員の方が取りまとめて申請をしていただくような方法を考えているところ

です。
○委員（中島由美子）なにせ登録の手帳がないとポイントがたまっていきませんし、よくわからない方もたくさんまだいらっしゃいますから、その部分で本当に積極的に登録をしていただければいいのかなと思いますので、よろしく願います。

○委員（井上勝博）平成26年度は支援事業を継続するんだけど、130万円減額というのはまた何でなんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）平成24年度の決算実績及び平成25年度の決算見込みにより算定した結果、平成25年度当初費減額となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）老人ホーム入所措置事業なんですけども、4億2,000万円かけておられるんですけども、今この資料によりますと市内で3施設176人、市外で12施設47人という数が出ています。現在のこういった特老に養護老人ホームの待機者、結構ダブってあると思うんですけども、実際の待機者ってどのくらいある、想定されているんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）まず、養護老人ホームの入所待機者数でございますが、2月5日現在で80名でございます。それから、特別養護老人ホーム等につきましては、実数で約800名でございます。

以上でございます。

○委員（新原春二）これから、だんだんふえてくる傾向にあると私は思っているんですけど、後からお知らせいただきたいと思いますが、この800名というのはダブリを含めて800名なのか、実数のダブリをちょっと外して、わかっているだけ外して実数がこれだけなんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）はい。実数で800でございます。なお、この待機者の中には現在入院していらっしゃる方、老人保健施

設に入っていられる方、それから有料老人ホーム等に入っていられる方いろいろあるわけですが、在宅で待機者としては昨年4月1日現在ですが、246名でございます。(14ページの発言により訂正済み)

以上でございます。

○委員(新原春二) それぞれあるんですが、有料老人ホームが最近建ってきて数もふえてきていると思うんですね。有料老人ホーム。待機があって、待機になっていてどうしようもしようがないというところで、しかもまだ介護度も低いということで仕方なくといいますか、そういうようなことになっているんですね。

病院にまず入院をして3カ月たって、もう退院を要求される。そういう中でどうしても自宅ではできないということで、老健に上がる。老健でまた3カ月したらもう退所命令が出ると。そうしたときに、即老人ホームには入れないという方が、有料老人ホームに流れているという、今の現在のパターンだと思うんですね。実際、私の母がそうでしたから。

そういった場合に、今有料老人ホームというのは結構お金がかかるので、入所されるというのは限定的になってくるというのは現状ですよ。私はそう思うんですけど、そうした場合にどうしてもおうちに帰って待機をせないかんというのは154人のこの部分だと思うんですね。だから、そういった意味での今後の方針といいますか、今までの現状でいいのか、今からどう介護されていくのか、そこ辺の方向といいますか、があったら教えてください。

○高齢・介護福祉課長(仙名浩貴治) 第6期の計画は、先ほど申しましたように平成26年度中に策定をする予定、こととなっておりますので、今の現在での方針がどうかということにつきましては、難しいところではございますけれども、第6期の計画策定にあたりましては待機者の状況であるとか、それから介護給付費ひいては介護保険料の値上げがどこまで可能なのか、この介護保険制度は公費及び保険料だけで運営をすることとなっておりますので、施設をつくれれば給付費がふえる、保険料は上がるというところがございますので、そこら辺のバランスを見ながら、その策定にかかわる委員の皆様方の御意見をお聞きしながら

ら方針を決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○市民福祉部長(春田修一) 今、課長が申したとおりなんですけど、非常に悩ましいところだと思います。介護保険料が県下でも3位というような形で、非常に高いという状況でございます。片一方では、特老の待機者がふえてきていると。

老人の状況を見たときに、平成32年くらいまでは75歳以上の後期高齢者の方がふえてくるということをしてみますと、介護認定度が上がる、認定率がふえるということは予想されるところでございます。

ただ、今事業所さんのほうからもやっぱり増設をしたいという思いはあるんですが、先ほど言いましたように平成32年をピークと仮にした場合に、その後は結局減ってくる可能性もあるというような状況がございまして、なかなか一概にほんなら介護保険料も皆さんに御負担していただいて、施設をつくりましょうかという話に極端になれるのかというのは、なかなか難しいところが出てくるのかなと思いますけど、ただ現実を見たときに非常に必要だということもあります。

なので、国が今特老だけを限定させていただきますと、3以上に絞ろうかというような話も出ていまして、介護1、2の方は原則、原則です。原則対象外にしようかというような形で、重度の方を施設入所というような動きも今後出てきそうな気がしますので、それを見極めながら施設整備を考えていかないかと。

ただ、一方議員おっしゃいますように老人ホーム、有料老人ホームの部分はサ高住とかいろいろございますので、ただ介護つきになってしまうと先ほどの介護保険料と同じような形になってくるということもあって、非常に難しい選択を今後していけないといけないだろうという思いは持っているところでございます。

○委員(新原春二) かなり厳しいといいますが、こっちをかたれば、こっちが下がってくるということで、大変介護保険については難しいと思うんですが、先ほど障害福祉のほうで人口統計を見たんですけども、だんだん高齢が上がっていきますと、もう今75歳でもびんびんして仕事もされているということもあって、また収入面でも昔は国民年金だけの生活が結構多くて、だんだんそうい

う方々が高齢化になっていく。今度は、お互いに働いて厚生年金で生活をされていく部分もあって、昔とまた近い将来そんな収入的な面で大分変わってくると思うんですね。

そういう意味では、今私がなぜこういうかといえますと、この間、大宰府に有料老人ホームを視察に行ったんですよ。そこはもう、3棟建てて、契約金が最初に入るだけで400万円あって、後はもう度数によって12万円くらいから、25万円くらいの開きが毎月あったんですけども、そういう施設が今どんどん建っていくし、そういうのがまた結構入所がふえていく。

その方も、2棟、3棟建てていらっしゃるんですが、もう1棟また建てるんだということで、地域に開かれたものにしていくという。喫茶店もあれば、レストランもあれば、図書館もある。またパン屋もあるということで、もう誰が来てもいい、その中にまた健常な夫婦が入れる部屋もつくってあるし、また独り者が入れる部屋もつくってあって。そういう総合的なもので、かなり評価が高かったんですけども。国の厚生労働副大臣なんかも来て視察をされるというところでしたから、こういうのが将来的になってくるのかなと思ったときに、厚生年金で二人とも働いて、そっちに入ろうかというのがだんだんふえてくる。そういうのはそういう人たちがいいんですけども、低所得の方が本当にサービスが受けられるようなものにしていかないかなのかなという意味では介護度のきちんと区分けを、きちんとしたほうがいいのかないかと思ったりもしているところです。

そういう意味では、かなり厳しいですので、ぜひ6期の計画でそこら辺の見通しも含めて検討して出していただければ大変ありがたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 済みません。先ほどの発言を訂正及び補足をさせていただきます。

先ほど、在宅の待機者が154名と申し上げましたけれども、正しくは246名でございます。

（14ページで訂正済み）246名のうち、国が現在介護保険の改正法案を出しております要介護度3以上のものが154名でございました。申しわけございませんでした。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。委員外議員、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第37号に係る審査を一時中止します。

△議案第50号 平成26年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計予算

○委員長（江口是彦） 次に、議案第50号平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書は、438ページからになります。予算調書は337ページから365ページとなっております。

説明につきましては、市民福祉委員会資料別冊2に基づきまして、市民健康課分と合わせて説明をさせていただきます。

まず、歳出を説明させていただきたいと思しますので、市民福祉委員会資料別冊2の2ページをお開きください。

1款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス費では、説明欄に記載の各種居宅サービス給付費を計上しております。

次の、同項2目施設介護サービス費では、介護保険3施設と呼ばれる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の施設介護サービスに係る給付費でございます。

次の、3項給付諸費1目審査支払い手数料は、介護保険給付費の審査支払い事務に係る経費で、国保連合会に支払うものでございます。

次の、4項高額介護サービス等費は、介護サービスの利用者負担額が高額となった場合に、利用者負担の軽減を図るための給付でございます。

次の、5項特定入所者介護サービス等費は所得の低い要支援、要介護者にとって、保険給付対象外となる食費及び居住費の負担が過重とならないよう、また要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により介護サービス、または介護予

防サービスを受けた場合に補足給付するものでございます。

次の、6項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定者に係る介護予防サービス給付費等であり、内容につきましては1款1項1目のところで説明申し上げました要介護認定者に係るサービスと同じ内容でございます。

次の、7項高額医療合算介護サービス等費は、前年の8月から本年の7月までの1年間において、医療保険及び介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額となった場合の利用者負担額を軽減するために給付するものでございます。

次に、3ページをお開きください。

3款1項介護予防事業費につきましては、主に市民健康課が所管をいたしております。

まず、3款1項4目一次予防事業費は、高齢者が自発的に介護予防に取り組むための普及啓発事業や介護予防ボランティア事業に係る経費で、介護予防業務嘱託員3人に係る経費や委託料に記載してありますとおりの各種介護予防の事業に係る経費を計上しております。

次の、3款1項5目二次予防事業費は、要支援、要介護になる恐れが多い高齢者を対象に実施する事業の需用費や、その対象者を判断するための医師委託料に係る経費が主なものでございます。

次に、4ページをお開きください。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は一般職員3人分の給与費、共済費のほか、地域包括支援システムに係る経費が主なものであります。

次の、同項2目総合相談事業費は、介護相談業務嘱託員1名の人件費のほか、地域包括支援センターのランチ機能を担う在宅介護支援センターへの総合相談業務委託料が主なものでございます。

次の、同項3目権利擁護事業は成年後見支援センター業務委託料が主なものでございます。

次の、同項5目任意事業費は、介護サービス計画点検業務嘱託員1名の人件費のほか、在宅医療支援センター設置準備補助金、家族介護用品支給事業、寝たきり老人介護手当支給事業等に係る経費を計上しております。

次の、同項6目地域包括支援センター運営協議会費は、センターの円滑かつ適正な運営並びに公平性、中立性の確保について、調査・協議するた

めに設置された協議会に係る経費を計上いたしております。

次の、同項7目包括的支援事業一般管理費は、認知症地域支援員及び地域包括ケア体制推進コーディネーター嘱託員に係る人件費のほか、社会福祉協議会への地域包括支援センター業務委託料等を計上しております。

次の、4款基金積立金は、介護給付費準備基金から生ずる利子相当分を計上しております。

次の、6款諸支出金は、過年度分の第1号被保険者保険料の還付に要する経費や、国庫支出金等の清算返納金を計上しております。

続きまして、歳入につきまして説明させていただきますので、資料1ページにお帰りください。

1款保険料は、第1号被保険者の保険料のかかわる分でございます。

平成25年度の賦課実績から推計をし16億4,175万円を計上しており、徴収率は98.5%を見込んでおります。

次の、3款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。

次の、4款国庫支出金は、介護給付に係る国の法定負担分と調整交付金、地域支援事業に係る国の交付金を計上しております。

次の、5款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に係る2号被保険者の負担分として支払い基金から交付されるものであります。

次の、6款県支出金は、介護給付費に係る県の法定負担分と、地域支援事業に係る交付金であります。

次の、7款財産収入は、介護給付費準備基金に係る利子相当額でございます。

次の、9款1項1目一般会計繰入金は、介護給付費に係る市の法定負担分12億8,990万2,000円のほか、地域支援事業に係る市の負担分のうち、介護予防事業分が1,315万8,000円、包括的支援事業任意事業に係る分が4,471万8,000円でございます。

次の、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費に財源不足が見込まれるため、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次の、12款諸収入の4項3目雑入で420万6,000円を計上しておりますが、これは社会福祉協議会に委託した地域包括支援センターが使用

する地域包括支援システムの使用料相当額を負担金として徴するものでございます。

次に、平成26年度新規事業等について説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。

1の成年後見支援センターの設置につきましては、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まり、その需要はさらに増大することが見込まれることと、それから現在社会福祉協議会で実施をしております福祉サービス利用支援事業の利用者の判断能力が著しく低下し、成年後見制度を利用すべき状態になっている高齢者が多くなってきていることから、成年後見制度に移行させるために設置をするもので、事業内容につきましては(2)に記載のとおりでございます。

なお、この事業は社会福祉協議会に業務委託の予定であります。また、平成23年度から市民後見人養成講座に取り組んでまいりましたが、養成講座の終了者には法人後見業務の支援員として協力していただきたいと考えております。

2の在宅医療支援センター設置準備につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療と介護の連携を進めるため、医師や医療機関、介護保険事業所等の連携体制づくり等を行うための経費を補助するもので、事業内容につきましては(2)に記載のとおりでございます。

なお、この事業は川内医師会に委託することを想定しております。

6ページをお開きください。

3の在宅介護支援センター機能強化事業につきましては、在宅介護支援センターを地域の活動拠点として、地域住民や福祉サービス事業者等が連携してネットワークを構築するとともに、地域資源の発掘、活用を進め地域の見守り支え合い体制づくりを推進するため、平成25年度にはモデル的に3カ所で実施をいたしました。平成26年度は5カ所にふやす予定でございます。

4の認知症施策総合事業から6の任意事業までにつきましては、昨年からの継続事業でございますが、在宅介護を支援するための施策と取り組みを行っておりますので、記載をさせていただきました。

以上で、高齢・介護福祉課分の説明を終わります。

すが、引き続き介護予防事業関係につきまして市民健康課から説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○市民健康課長代理(福壽清則)平成26年度の介護予防事業につきまして、市民福祉委員会資料の別冊2、高齢・介護福祉課、市民健康課の資料でございますが、7ページから10ページにかけて説明させていただきます。

まず、7ページでございます。

平成26年度介護予防事業といたしまして、要介護状態等となる恐れのある高齢者を対象とした二次予防事業訪問型事業と、全ての高齢者を対象とした一次予防事業を実施いたします。

一次予防事業の実施については、市内スポーツ事業所、NPO法人スポーツクラブ01、地区コミュニティ協議会、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、高齢者クラブなどさまざまな関係者と協力体制をとって市の全域で実施いたします。

資料に記載のとおり、一次予防事業等につきましては、介護予防一次、二次総合通所型事業としましては、市内スポーツクラブ等に委託します。それと、あと甞地域通所型介護予防教室は直営でございます。地区コミュニティ協議会に高齢者の健康づくり講演会、それから介護予防教室が在宅支援センターに委託。それから、その下にございます介護予防事業リーダーの育成とリーダーによる「わっはっは教室」が直営でございます。

8ページになりますが、ふれあいサロン事業、それと先ほど説明でありましたミニデイサービス事業、常設型サロンの事業でございます。それから、楽しく元気づくり支援事業、楽しく元気づくり支援事業の社会教育課分とNPO等の委託分でございます。

その下にございます介護予防ボランティアにつきましては、また別の資料のほうで説明いたします。

資料に記載のとおり、運動を主体とした通所型の教室、認知症対策の講演会や講座など介護予防のための各種事業を実施いたします。

9ページになりますが、介護予防ボランティア制度の改正と推進の方向性につきまして、介護保険第1号費保険者及び第2号費保険者がボランティア活動を通じて高齢者の介護予防を推進し、さらに壮年期から介護予防の意識を高め市民共同の

介護予防を進める事業でございます。平成21年度に要綱を制定して事業を開始し、普及推進をしてまいりました。登録者及び数が年々増加し、ボランティア活動の活性化による介護予防の推進が図られているところでございます。

平成24年度に、県は高齢者自身の健康維持や介護予防の取り組み促進を目指して、鹿児島県元気度アップ・ポイント事業を制定いたしました。このことにあわせて、本市の事業ではポイント転換交付金として現金を交付していたものを、介護予防ボランティアポイント転換利用券として交付することに変更しました。

この利用券は、高齢者おでかけ支援事業に準じたもので、温泉、バスの利用及びガソリンスタンドでの利用を追加したものといたしました。平成26年度には、名称を薩摩川内市介護予防ボランティア元気度アップ事業に変更し、さらにポイント対象事業について、これまでのボランティア活動に加えて介護予防のための行事参加も対象とすることに改正することとなります。

対象となる事業は、市主催の介護予防事業、地区コミュニティ主催の行事、高齢者クラブの行事としました。このことで、高齢者自身の介護予防事業参加を促進したいと考えております。よろしく願いいたします。

以上で、平成26年度介護保険事業特別会計当初予算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）国の方針では、来年度から要支援の方々のサービスを介護給付、保険給付から外していくという方向になっているということなのですが、これについては今説明されたこの平成26年度介護予防事業という形になっているということなのです。

それが、3ページ目のこの介護予防事業費の中身を説明されたという関係なんですか。ちょっと確認。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）今、国会で審議中の介護保険法の改正につきましては、平成27年度から適用されるものでございまして、平成26年度の事業につきましては従来どおりの

事業であると御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）今、この介護予防事業という説明をされたじゃないですか、今。この介護予防事業というのを、介護保険制度のこの会計の中でやっているんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）介護予防事業につきましても、介護保険の制度の中でやっております。

以上です。

○委員（井上勝博）結局、介護保険制度の中で来年度から要支援の人たちを、介護保険のサービスから外していくという準備をしているということになるわけですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）平成26年度につきましては、先ほど申しましたとおり従来どおりということでございます。併せまして、介護予防事業につきましても従来からやってきたものの継続といたしますか、一部拡充でございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）これを見ると、継続だということなのですが、要するにいろんな01だとか、コミュニティだとか、そういったことだとか、それからこの介護予防ボランティア制度というものも結局は給付型から支援型ということで、いわば誰でも今まで70歳以上の人はもらえていたものが、要するにそういうボランティアをする人たちだけのものになると。そのボランティアを強化していくと、ボランティアを促進していくと、そういう考え方になっているということなんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）財布の話もちょっとさせていただきますけど、介護予防事業は介護保険制度の中でやっております、これは公費と1号、2号被保険者の保険料でございます。一方で、おでかけ支援事業は一般会計の単独財源でございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）いや、私が聞きたいのはその要支援を来年度の計画、来年度から始める介護保険制度、平成27年度から始める介護保険制度では外そうというふうにしているわけですよ。それについてははっきりしているわけでしょう。外そうという。

あと、先ほど説明があったように要介護1、2については施設に入所できなくなるという方向で進めているわけでしょう。そういったことなどが、本当にいわば介護保険制度で今まで利用されていた方々の負担増なしにできるんだろかということなんです。要するに、介護保険制度から外すわけでしょう。外して、それを地域のボランティアだとか、いろんなものでのサービスで補わされていくわけでしょう。そういう考え方なんじゃないんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）平成27年度からの介護保険法の改正に伴う要支援1、2の取り扱いでございますが、介護給付費から、給付の対象から外すということであって、外されたものは地域支援事業費の中の介護予防給付の部分に振りかわることとなっております。

したがって、介護保険制度の中で行うことにかわりはないということと、それから要支援1、2を介護給付費から給付対象事業から外すということにつきましては、当初は全ての予防給付を外そうというような国の考えのようでしたが、いろんな団体等からの反発もございまして、通所介護と訪問介護、要するにデイサービスとホームヘルプサービスを外しましょう。そのほかの通所リハビリ、デイケアとかいっておりますが、そういったものや住宅改修、ショートステイ、そういったものについては外す考えはないでございます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ちょっといいですか、平成27年度以降のことについては、所管事務のところでもっと聞きたいことがあったら聞いてもらうことにして、ここでは議案第50号平成26年度の介護保険事業の特別会計予算について、限定して質疑をしてもらいたいと思いますので、よろしいでしょうか。御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）成年後見制度がいよいよ動き出すということで予算化をさせてもらって大変ありがたいことなんです。これはもう社会福祉協議会が完全に受けてもらうという条件でここに計上されたんですか。まず、そこから。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）平成25年度中に社会福祉協議会と幾度となく協議を重ね、人員体制、組織体制ともう向こう様のほう

でも大分協議をされまして、協議が整ったといえますか、受けていただくことに間違いはございません。

以上でございます。

○委員（新原春二）まだ、間違いがありませんということですか、まだ完全にというわけではないわけですね。772万円の予算をつくって、もう全くこの部分については社会福祉協議会に全部委託をしますよということになるんだと思いますが、事業内容が結構、六つ書いてあって、あとこれについて社会福祉協議会で事業はやっていくわけですが、それと市の関係、これ今後どうなっていくのかということなんです。もう全く成年後見制度については社会福祉協議会の中で全部やりましますよ、金だけは出しますよということになるのか、ある程度そこら辺の監視をしながらどのように、基本的な部分で共同でいろいろ協議をしながらやっていくのか、そこら辺のスタンスはどうなりますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）成年後見支援センターは市の事業として実施をするわけですが、設置・運営につきましては社会福祉協議会に委託をすることとなっております。

支援センターの運営にあたりましては、仮称とはなりますけれども、運営協議会なるものを設置をしてその中に市も委員として参加をし、適正な運営が図れるように随時かわり合いは持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○市民福祉部長（春田修一）社会福祉協議会にお願いしようとしたのは、先ほど課長のほうからございましたように、今、日常生活支援事業という形で金銭管理等の部分に契約をしながらやっているんですが、それだけではどうしてもこの範疇の中にはできない方も、成年後見人対象になられる方も出てきたと。

ただ、本市の中でそれを受けられるのは専門職としては弁護士さんとか、あるいは司法書士さんとかそういう形になってきている状況でございます。そして今度は今年3年間かけて市民後見をつくりましたが、その方がすぐそういう実務に入るかということをしたときに、多分無理だろうと、経験的に。

ということで、社協が今までずっと生活支援関

係で社会福祉が携わってきておりますので、こちらのほうを重点的に生かしていきたいということでしております。ですから、社協さんとしては公認、法人の後見人という形で裁判所から指定を受けてもらうという考えで。ですから法人で受けまですので補佐人とかあるいは後見人という形で指名をしてもらう。法人であれば今までの実績とかいこうございますので、しやすいということで。

それが、市になった場合にできるかという話をするとなかなかそこまではできないというようなことがあって、社協のほうに法人後見をとっていただいて、市のほうとしては市民後見制度の、成年後見制度の普及とかそういう部分を担う。ただ、その運営については協議会なりつくって、弁護士さんとか、司法書士さんとかあるいは市も入りながらもサポート体制をとりながら運営をやっていければどうかということで今進めているところでございまして、大体社協のほうでもその考え方で条件整備が整ったので今回予算を計上させていただきました。

ただ、4月からすぐできるかという話になりますと、裁判所のほうに法人後見の登録、指定の届け出、書類等を出して認められないと難しゅうございますので、実際、センターとして運営ができるのは年度内になるかと思いますが、そういう形で今、作業を進めているということは御理解いただきたいと思えます。

○委員（新原春二） それぞれ研修が済まされて、もう研修を終了されている方がいらっしゃるんですよ。12名、第1期で12名ですか。その方々が、受けたんだけどどうなっていくのかというのも含めてあるものだから、そういうセンターが、当然もうセンターができて、法人格をしてしないと裁判所は認めないわけですから、法人格をぜひつくっていただくというのがまず第一条件で、今回されるということですから非常にありがたいことです。

ただ、研修会を終わられた方々が全て後見人に、裁判所の認定を得られるかといえば、それはもう定かでないわけですが、そういう制度も含めて、やはり後見人制度は今、弁護士さんとか行政書士さんがされるんですけども、それだけではなくてやっぱり市民が、半ボランティア関係の中で後見をやっていくという制度をしていくためにこの制度

があるわけですので、ぜひ協議会を含めて市のほうがリードをしていただいて進めていただきと要望しておきます。

○委員長（江口是彦） 要望であります。ほかに御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） 介護保険料については、国保税とともに介護保険料が年金から天引きされて、みんな年金を受け取ったときに愕然とするという声がやっぱり出ているわけで、この介護保険料を引き下げるといふ願いとこの非常に強いわけですよ。

そういう点で、国の制度の仕組みとして一般会計からの繰り出しということについては、法的には可能なんだけれども、国の指導によってしないと。また、ペナルティーをつけるというような方向でできているようですけども、国保みたいに法定外繰り入れというようなことは考えていないですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 結論として法定外繰り入れを行う考えはございません。

以上です。

○委員（井上勝博） 結論はそうですけど、何でしないのかっていうことなんです。その辺についてどうなんですか。高齢者の方々の不満というのはよく聞かれると思うんですよ。どこでも聞きます。もう年金からこげん天引きされたどちいう声です。

だから、これからの生活のことを考えた場合に、不安でたまらないというのがあると思うんですよ。年金そのものも減ってきているという現状の中で。だから市としてはやっぱりそのそういう高齢者の不安を幾らかでも解消すると。そのためにも他市よりもできるだけ介護保険料を少なくするというようなことができないものなのか。

先ほど部長のほうからは県内3位で高いというお話でありましたけれども、やはり県内でも高いというんでは、不名誉なことであるわけですから、法定外繰り入れという考えがなぜできないのかということについてはどうなんですか、理由としては。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 介護保険制度は、制度上公費と保険料で賄うこととなっていることが大前提でございます。委員のおっしゃるように、保険料を下げるためには、皆さんが

介護予防事業に積極的に取り組んでいただき、介護給付費を下げるしか保険料を下げる方法がないということを御理解ください。

○委員（井上勝博） 高齢化が進行しているわけで、やっぱり介護サービスというのは当然もう自然にふえていくと。これは別にみんながそういう努力をしないからふえていくというのではなくて、自然増なわけです。

だから、責任は市民にはないわけで努力はされているわけですよ、みんな。それはもう介護をされたくないというのは、みんな思いは同じです。誰だって介護はされたくないですよ、やっぱり。だから、努力はしているわけです。みんな。よく散歩をされたりとか、散歩というか、ウォーキングをされたりとか、ゲートボールだとか、グラウンドゴルフだとか、できるだけそういうところに行って健康を保つようにという努力をされている。食生活も努力をされている。

そういう努力をしながらも、しかし高齢者の人口というのはふえているわけで、介護サービスが必要とされている自然増があるということであって、これはやっぱり国の制度、県の制度、市の制度でもってそういう負担をなくしていく、これは当然のことだというふうに思うんです。

だから、考え方としてはやっぱりみんなが努力しないからという考え方ではないんではないかなというふうに思うんです。

○委員長（江口是彦） 井上委員の意見の開陳として当局もお聞き届けください。よろしいでしょうか。何かありましたら、よろしいですか。意見の開陳として確認したいと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 国がこの制度をつくったのの根本に返るんですが、保険制度ということでございます。そういうことから、それに対して一般財源の投入というのはなかなか難しいというのが考え方でございます。やっぱり総合扶助という形で、この保険制度というのは成り立っていかないと、それに行政のほうが法定外という形で出すというのはなかなか難しい部分が出てくるのではないかと考えております。

ですので、先ほど課長が言ったように介護予防というんですか、意識の啓発ということが非常に重要だというようなこと等で、うちどもとしても地域支援事業のほうでは目いっぱいの事業を組ん

でいますし、それ以外の単独事業という形の面も老人福祉施策は組んでいるというようなことで御理解いただき。

それで、先ほどから話が出ています介護ボランティアの話なんですけど、やっぱり今後の老人福祉行政というのは、給付型というのはなかなか難しくなりつつあると思っています。それはもう財源の問題もありますが、それよりは意識を高めることによって、そこに参加することによってというような形の支援型にやっぱり変わっていかないと、財政的には難しいのではないかというような思いを持っております。

そのようなことで、今回おでかけ支援事業を平成26年度で廃止しながら、平成27年のボランティアのほうに入れた。ただ、70歳以上で誰でもあった部分を65歳まで引き下げておりますし、4,000円だった部分を5,000円のポイント券に拡大しております。かつ老人クラブあるいはいろんな高齢者団体、そういう方々がサークル活動としてされている部分、あるいは介護保険事業として市が呼びかけをしている部分、あるいは地区コミがしている部分、そういう部分についてもポイントとしたいということでございますので、本当に参加しやすいような土壌はできていると思いますので、後は高齢者の方々が自分の健康は守るいう、自分の介護は自分で守るというようなことで参加をしていただきたいというふうに考えています。

ただ、どうしても介護保険の事業でしないといけない方というのは当然いらっしゃると思いますので、その方は介護保険事業なりの中で対応していくという基本的なスタンスでございまして、御理解いただきたいと思います。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） これで質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）保険制度であるということであるんですが、国が行っている保険制度であって、やはり負担は軽くする。そして、サービスは必要な人にサービスするということがやっぱ原則にしなければいけないというふうに思うんですね。そういう点では負担が今重くなっているということと、そしてサービスもこの間でちょっといろいろやりとりしている家事援助サービスなどについては、介護保険制度そのもののクリアはされているのに、いわば必要ないという判断で受けられないという方々も、既に出てきているということで、やっぱり私は根本的な改善が求められているということで反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論は尽きたと認めます。これより採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明がありますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）所管事務について特段報告する事項はございません。

以上です。

○委員長（江口是彦）では、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）来年度、平成27年度でもうすぐですから、やっぱりこのことについてはきちんとやっぱりよく議論していかなくちゃいけないと思っています。その平成27年度からの介護保険制度について、先ほど説明があったように訪問介護と通所介護については市町村が実施する事業になるということになると思うんです。

その際に、サービスの内容については国が定める基準がなくなるわけで、そういった点で、その基準がなくなるということで市町村によっていろいろ出てくるということですが、その辺については本当に今までのサービスを後退させないというふうなことができるのかどうか、考えていらっしゃるのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）法改正の中で、訪問介護といわゆるデイサービスにつきましては、平成29年4月までに全面的に移行をするとなっておりますので、平成27年度、平成28年度については猶予期間があると理解しております。あわせて、改正後の国の考え方も参考にしながらしていきたいと旨のことを第6期の策定委員会の皆様方に諮りながら、移行時期は考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員（井上勝博）要介護3以下の1、2という方々は入所を、特別の事情を除いて認めないということになる方向があるわけですが、しかし実態、要介護1、2の方々というのもそこら辺のやむを得ない事情という非常に曖昧なところで切られてしまうと、かなり入所したいという方々の希望さえもそこで断ち切られてしまうということになるわけで、これについては同じように平成29年4月からということでは猶予されているんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）まだ、改正案の段階でありますので断言はできませんが、その要介護1、要支援から要介護2、要支援は当然入れないわけですけども、要介護1、2の方の特別養護老人ホーム等の入所につきましては平成27年4月1日から適用されると判断しております。あわせて、委員がおっしゃるように特段の事情がある方というようなことで、要は言われておりますが、詳細についてはわかっておりません。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。質疑ほかに。

○委員（新原春二）先ほど、在宅医療支援センターの設置準備で予算がついていますが、この具体的な流れ。今は在宅でされておる方もあるし、

施設の中にも医師のほうで訪問されている方もあるんですが、そのセンターで今後やっていくというのはどんな、実際どんな感じになりますか。

○高年齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）一つの例と考えていただけたらと思いますが、病気、けが等で入院をされておりました方が、退院をするときにスムーズに在宅で介護を受けられる。併せて必要な医療も在宅で提供できるように、入院時の情報であるとか、本人さんの状態であるとかを、スムーズに介護保険事業所あるいは在宅医療になる方、訪問看護というものがあるわけですが、そういった方々に情報提供をつなぎながらスムーズに在宅復帰ができるように、あるいは在宅に帰っても必要なときにはすぐに医療に結びつけられる。緊急時には入院できるようにという、その連携体制をつくるというのが主な目的でございます。

以上でございます。

○委員（新原春二）今、包括支援センターなり、デイケアセンターがあるんですけども、そういうようなものと連携をしていくと。特にまだ、別に包括支援センターみたいに事務所をつくってどうこうするということじゃないんですか。

○高年齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）事務所と申しますか、やはり職員が常駐をして、医師との連絡調整であるとか、それから介護保険事業所、訪問介護、訪問看護等の介護保険事業所との連携調整であるとか、そういったことを行うのと併せて市民の方と申しますか、要介護者、家族そういった方々の相談にも乗っていただくというようなことを想定していますので、拠点と申しますか、事務所的な、事務スペース的なものは必要になってくると考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

以上で、高年齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

これで、休憩したいと思います。

~~~~~  
午前 11 時 58 分 休憩  
~~~~~

午後 0 時 58 分 開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

△福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次に、福祉課の審査に入ります。

△議案第 37 号 平成 26 年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（江口是彦）先ほど、審査を一時中止しておりました議案第 37 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、福祉課の当初予算の概要について御説明させていただきたいと思っております。

本市におきます保護世帯数につきましては、ほぼ変動がない状態でございますが、生活保護費、給付費でございますが、前年度の実績見込み等も勘案しながら、積み上げ方式で算定した結果、前年度当初予算と比較して 1,017 万 4,000 円の減を計上させていただいたところでございます。

福祉課の当初予算の概要は、私のほうからはこれで終わりますが、生活保護の状況等も含め、予算の内容について引き続き課長のほうから詳細説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）では、引き続き当局に補足説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫）それでは、福祉課の当初予算について、御説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして説明いたしますので、予算調書の 142 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、事項、行旅病人等取り扱い事務費は 107 万 8,000 円でございます。

行旅病人等に係る県委託業務でございますが、経費の主なものには行旅病人等にかかわる医療費、葬儀の委託料などがございます。

次に、事項、住宅支援給付事業費は 97 万 2,000 円でございます。経費の主なものは離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のう

ち、住宅を喪失または賃貸住宅に居住し住宅を喪失する恐れのある方に対しまして、一定の条件のもとに原則3カ月間、最長6カ月間の住宅手当を支給するものでございます。その経費につきまして計上してございます。

次に、予算調書の143ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費の事業費は1億1,679万2,000円でございます。

生活保護法の施行事務に係る経費で、経費の主なものは生活保護者に係る医療要否意見書等の審査を行う福祉事務所嘱託医2名の報酬、職員14名分の人件費、各種調査などに係る通信運搬費、社会保険診療報酬支払基金への医療支払基金審査手数料等のほか、生活保護システム補修委託等や職員の社会福祉主事任用資格取得のための1名分の認定講習会負担金などでございます。

次に、事項、自立支援プログラム策定実施推進事業費の事業費は527万4,000円でございます。

経費の主なものは、被保護者の稼働年齢層の就労支援を図るための就労支援員1名と保護世帯における子どもの健全育成を図るため、日常生活の自立支援、養育支援、教育支援等行う就学・子育て支援員1名を雇用するために要する経費などでございます。

次に、予算調書の144ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護適正実施推進事業費は1,377万4,000円でございます。

生活保護事務の適正実施に要する経費で、経費の主なものは生活保護面接相談員、2名、診療報酬明細書点検業務嘱託員、年金調査員、医療扶助相談・指導員及び適正保護推進員、それぞれ各1名の合計6名の嘱託員を雇用する経費のほか、県下各市町村査察指導員会議負担金などでございます。

次に、3款4項2目扶助費、事項、生活保護費は生活に困窮する住民に対し、自立を助長するため、生活保護に係る生活扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助等に要する経費16億3,558万7,000円でございます。

経費の主なものは、保護者への衣食その他の日常生活の需要を満たすための生活扶助費、病気やけが等の治療を必要とするときの医療扶助費などでございます。

なお、生活扶助費、医療扶助費この二つの扶助費で、生活保護に係る扶助費の約9割を占めてございます。

平成25年12月の保護人員は760世帯、992人でございます。一年前の同時期の平成24年12月と比較してみますと、保護世帯数は6世帯の増、保護人数につきましては9名の減となっております。

生活保護の状況につきましては、後ほどの所管事務調査の中で資料に基づき説明いたさせていただきますと思います。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

予算調書の32ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金の生活保護費負担金12億2,669万円は、生活保護の扶助費に要する経費について、国から4分の3の負担を受け入れるものでございます。

次に、15款2項2目民生費補助金の生活保護適正実施推進事業補助金1,317万4,000円は、被保護者世帯の自立を支援する経費や生活保護面接相談員、年金調査員、適正保護推進員等の雇用により、生活保護事務の適正化を図るための経費について、国から補助を受けるものでございます。

次に、16款1項1目民生費負担金の生活保護費負担金2,000万円は、被保護者で居住地がないか、または明らかでない者につきまして、生活保護法第73条に基づき市町村が負担した保護費等の4分の1について、県から県の負担分として受け入れるものでございます。

次に、16款2項2目民生費補助金は624万1,000円であり、まず社会福祉補助金97万円は、住宅手当支援給付事業の住宅手当支給に要する経費につきまして、県から補助を受けるものでございます。

次に、生活保護費補助金295万5,000円は、保護世帯における子どもの健全育成を図るため、日常生活の自立支援、養育支援、教育支援等を行う就学・子育て支援員1名の雇用に要する経費に

ついて、県から補助を受けるものでございます。

次に、同じく生活保護費補助金231万6,000円は、生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員1名の雇用に要する経費について、県から補助を受けるものでございます。

次に、16款3項2目民生費委託金は127万3,000円であります。まず、社会福祉費委託金106万1,000円につきましては、行旅病人等の対応に要する経費につきまして、県から受け入れるものでございます。

次に、生活保護費委託金21万2,000円につきましては、生活保護世帯の中から家計簿をつけていただき、支出状況等の調査を行う社会保障生計調査に要する経費につきまして、県から受け入れるものでございます。

これにつきましては、県が国から委託を受けて、県から依頼がなされた県内5市の福祉事務所が実施するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）生活扶助基準の削減というのは、どういうふうに金額的にはどなっているか、2014年度。それはわかるんですか。

○福祉課長（坂元安夫）基準の見直しが平成25年8月からなされたところございまして、3カ年をかけて見直しがなされたところであります。

しかしながら、今回消費税の関係もございまして、再度平成26年度につきましては見直しが必要とされております。

これは今後、告示をされて決定していくものであります。先般説明がなされた中では、まず物価の動向等勘案するという考え方に基づいて、必要な措置を行うということで、引き続きことしが2年目になりますので、2年目の適正化を実施するということが言われております。

当然、その影響の額等については、これは世帯の構成、年齢構成を含めてそういうので変わってくるということが言われております。

それと、平成26年度に見通される国民の消費動向等を総合的に勘案して、平成26年度の扶助

費についてはプラス2.9%増、これを基準額を見直すということが示されてございます。

なお、この平成26年度の年間消費支出の見通しの伸びについては、消費税の引き上げによる影響も盛り込んだものであるということが示されてございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）その生活扶助で削減分はゼロでプラスになると扶助費は、ということなんですか。

○福祉課長（坂元安夫）個々の世帯でいきますと、具体的にはまだ実はもう先週金曜日に示されたばかりで、細かい計算が詳細の分析までは至っておりませんが、ちなみに夫婦、子ども1人世帯で主が、これは、65歳の単身高齢者世帯。これについて平成26年4月を見てみますと3%の、平成25年8月に改正になりましたので、平成25年8月と平成26年4月を比較してみますと、1,960円の基準額が上がっています。率にしますと、3.6%の伸びということになっているようでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）では、質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第37号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫）それでは、市民福祉委員会資料に基づき、生活保護の状況につきまして、説明を申し上げます。

資料は、34ページでございますので御参照願います。

まず、1、被保護人員及び保護率の年次推移についてでございます。

生活保護受給者の国における人数は、平成20年3月時点をごらんいただきますと、156万6,668人であったものが、平成25年3月には216万1,053人と、5年で1.4倍、約59万人にふえております。過去最多の受給者数となっております。

本市におきましては、保護人員が平成20年3月に850人であったものが、平成25年12月には992人と142名増の1.2倍となっております。

数値だけからは一定の高どまりに見てとれますけれども、経済情勢・雇用情勢等まだまだ厳しさがあるというふうに考えておりまして、人員及び保護率とも今後も増加をするのではないかとこのふうには考えてございます。

次に、2、本市世帯類型別の推移につきましては、平成20年3月時点で633世帯であったものが、平成25年12月には760世帯であり、127世帯増の1.2倍になってございます。

平成25年12月の世帯類型別を見ますと、最も多い順に高齢者世帯344世帯の45.26%、次に傷病者世帯151世帯の19.87%、次にその他世帯132世帯17.37%となっております。この三つの世帯類型で82.5%を占めてございます。

全ての世帯類型におきまして、平成20年3月時点より平成25年12月時点は、保護受給世帯が増加していますが、特にその世帯において平成22年以降その割合が大きく増加してございます。

このその他世帯はどういう世帯であるかにつきましては、15歳から65歳未満の稼働年齢層の者を含む世帯のことで、高齢者や障害者が含まれている世帯でもあります。

その他世帯の増加につきましては、平成20年のリーマンショックによる世界的な金融危機による経済不況によりまして、国内においては製造業等を中心に仕事が減少したことなどから、稼働年齢層において生活保護を受ける方が全国的にふえたものと考えられます。

これらその他世帯を含め、稼働年齢層で就労可能な方の対応につきましては、平成20年度から就労支援の嘱託員を配置しまして、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ハローワークへの同行訪問、面接の同行などを行っ

てございます。

なお、就労支援員の具体的な実績につきましては、平成24年度におきましては就労支援員が直接支援を行い、就労した者が34名、そのうち保護廃止となった世帯が9世帯の実績でございます。

今後も、福祉から就労の取組みを、地道に根気強く取り組む考えでございます。

次に、3、県内の保護率についてでございます。平成25年3月の本市の保護率は10.17パーミルでございまして、約100人に1人が生活保護者ということになってございます。

なお、本市の保護率につきましては県内19市中、保護率の高い順位から16位となっております。

以上で、生活保護の状況についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 車の保有、それからオートバイの保有、これ一つの全国基準で示されているわけですが、しかし全国基準というのは都会も田舎も全部同じ一律という扱い方というのは実態にやっば合わないという声があるわけですね。

地域ごとに、生活保護基準というのは分類されていますよね。この地域は3でしたっけ、3とかね。そういうふうにしてやっているのに、車の保有とかそういうものになると全国一律。どんなに不便なところでも同じようにやっているという感じがするわけですが、そういったものについて意見を上げることはできないんですか。当局として。それはどうなんですか。

**○福祉課長（坂元安夫）** 以前も同様の意見等がなされたということで、そういう指導員会議とかそういうものの中で、意見として述べてきたところはございます。しかしながら、その中でまずその意見について、例えば県内であるいは九州間で取り上げていこうという話までは至らなかったというふうに聞いてございます。

それで、具体的にはそのまず車の保有等につきましては、当然実施基準が今言われましたように、全国共通じゃないかということですが、それが基本変わらない限りは我々はその基準にのっとって

適正にやる以外ないというふうに考えてございます。

それと、当然この生活保護制度の中で実施するに当たって、非常に難しいといいますが、判断を迷うところが表現の仕方でございます、特段の事由がある場合とかそういうのが文言として実施順に記載されている場合等がかなり出てきますので、それについては当然実施機関としてはケース診断会議を開催するとともに、まずは県のほうに確認をとりながら決定しているというのが実態でございます。

**○委員（井上勝博）** 意見を上げていただいて、全国一律著しく交通の便が悪いところって言っていて、都会の著しく交通の便が悪いというのと、こちらのほうの著しくというのはもう全然違うわけですから。だから、そういったのはやっぱり地域差があるんだよというのはもうわかっているはずだとは思いますが、今後ともその意見を上げていただきたいなと思います。

それから、昨年の臨時国会で生活保護法が改悪され、私たちは改悪といっていますが、改悪されてこの7月から実施ということになるわけですが、このことによる影響というのはどういう影響が出てくるんですか。

**○福祉課長（坂元安夫）** まず結論からですが、基本現場におきまして影響は全く出ておりません。取り扱いにつきましても、何ら変わってございません。特に、一番その申請書類の問題だとか、あるいはその窓口で申請権を侵害するというところで、水際作戦という言い方をされておりますが、それについては我々としてしまはそういうことが申請意思のあるものにつきましては、全て受理してございます。

それと、まず職員についてもこれは相談員である嘱託員を含め、全職員にその認識はかなり高いものというふうに自負してございますので、その点は全く影響ないというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 生活保護の省令案が出されて、ちょっと国会での答弁と少し違うような内容になっていると。パブリックコメントをかけているようですけども、現場ではこれで不安が生じているというふうに聞いて、報道もされているわけですが、今後ともこれまでの対応とは変わらないというふうに理解して、安心してよろしいんで

しょうか。

**○福祉課長（坂元安夫）** まず、法案可決の段階で参議院の厚生労働委員会においても御承知のとおり法的拘束力はないんですが、生活保護改正案の附帯決議もなされてございます。

それは、先ほど申し上げたようなその心配、あるいは疑義があるんじゃないかということからだというふうに理解してございますが、これらを受けまして大臣のほうの発言が新聞報道がなされております。それは、まず運用が変わるわけではないと、今までどおり。それと、保護を受ける前提として扶養義務者は要件ではなく、優先するということだということを強調された発言をされております。

これらのこともありまして、先ほど申し上げましたけども法の一部改正後においても申請書の不備などが申請を受理しないことはなく、また扶養義務の履行が保護要件となっていないところでございますので、実際の対応はこれまでとかわっていないというふうに認識してございます。ということは、今後も変わらないというふうに考えてございます。

**○委員（井上勝博）** この生活保護制度というのは、非常に地味な仕事ではありますが、しかし最後のセーフティネットでやはり市民が暮らしをする上で最後のよりどころとなるところでもありますので、ぜひ今後とも頑張っていただきたいということです。

**○委員（新原春二）** さっきも障害のところでも話をしたんですが、不正受給の関係で今テレビ・新聞等マスコミでかなり報道されています耳の聞こえない作曲家がという話で今なっていますよね。不正受給のほうの関係で今、かなりなっているんですが、生活保護の関係についても役所のほうで760世帯については、きちんと把握をされていると思うんですけども、一般社会の中では全くもう個人情報の保護の関係で一切出てないわけですよ。玄関に何か張ってあるとかいうことでもないわけですので、全くわからないわけですよ。

自治会長あたりはわかっているのかわかりませんが、もうほとんど知られていない中で、たまに会えればあそこはよか暮らしをしちゃったこい、ないごてやったろかいというのがあったり、やはりそういう意味ではこうした不況下においてはそ

ういう話がぱっと出てくるところがあるんですけども。その生活保護の申請の場合はよくわかるんですね。新規申請をしてもらい、その申請に基づいて審査をされて決定をすると思うんですけども、ずっと継続していく場合に、どの時点で例えば1年なり、3年なりとかどの時点で更新といいますが、そういうチェックがされていくのか。

大方民生委員さんのところを通っていかれると思うんです。意見を聞かれると思うんですけども、そうした社会的な部分についてはもう民生委員の意見だけというふうになるのか、後はもう役所あるいはその審議会の中での審議になっていくのか、そこ辺がなかなか一般市民にとっては、なかなかベールがかかったようで全く透明性がないということからして、余りにも透明になればいけないんでしょうけども、そこ辺の更新とあり方というのはそんなふうになっていくんですか。

**○福祉課長（坂元安夫）** 生活保護制度の中では毎月の最低生活費ということがまず世帯構成、年齢世帯構成、そういう部分、障害だとかという加算だとかいうのを積み上げをまず、それぞれの世帯ごとで行います。

これは、当該月に例えば今月分だったら、今月支払うとき都度、その毎月基準額と収入額を積み上げて、その差を持って差があったら支給する。その差額分だけを収入の差額分だけを支給するのが生活保護制度ですので、毎月まず更新についてはやっていると。ただし、その当該月だけが例えば収入のほうが、基準額より収入より上回ったということになりますと、その月だけの方もいるので、給料によっては。

だから、最長6カ月間のその収入状況を勘案して、まず保護決定をするということになります。これが一定期間これはもう必ず上回るなという部分につきましては、停止だとか、廃止だという措置をとるということになってございますので、基本は毎月算定をやって判断していつているということになっています。

それと、民生委員の話がちょっと出ましたけれども、チェックの一つとしてそういう部分があるかということだと思いますが、以前は要するに保護申請の段階におきましては民生委員の意見書というのをもらっていた時代があったそうです。実は、ちょっと私もそこはよく知っていませんけど

も。現在は県内、そういう民生委員の意見書等ももらっているところはないということ。

人件の問題があったりということになってきますので。それと、ただ民生委員さんにつきましては、開始、廃止、停止も含めてですが、そういう変更があったやつは担当地域の民生委員さんには全て通知してございます。民生委員さんのかかわりについては、そういう見回りを含めて協力をお願いしているところでございます。

**○委員（新原春二）** 民生委員さんのそういう意見書も何もないということですよ。そしたら、今度はますますもう一般市民にはわからないということですよ。そうした場合に、全く生活保護を受けていらっしゃるということ自体もわからないし、どこにどういっているのか、全く市民は知り得ないということですので、やっぱり役所あるいは審議会等がきちんとした把握をしていかないとまずいんじゃないかなと思いますので、市も大変でしょうけどもしっかりとまた頑張ってください。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。委員外議員から質疑はありませんか。

**○議員（森満 晃）** 今の新原委員の質問に関連しまして、この生活保護の世帯別の推移で、先ほどその他の世帯数で御説明をいただきましたけども、その中で今回就労された方が34名くらいいらっしゃるということで、そのほかいろいろ原因はあるんでしょうけども、そのほかの方もやはりその就労したい、仕事をしたいという欲があられるのか、その辺を何か状況はありますか。

**○福祉課長（坂元安夫）** 非常に難しいところではございます。職業選択の自由もございまして、こちらからこういう賃金の高い仕事があってもやってみませんか、しませんかという話もできないところでありまして、まずはだからそういう方々については就労意欲を持ってもらうということから入っている状態でございます。

**○議員（森満 晃）** やはり私が見たり聞いたりする中でも、やっぱりその支給があると、もうタクシーでパチンコ屋に行ったりだとか、もう朝からビールを飲んでいたりだとか、皆さん24時間

一生懸命頑張っている中で、どうなのかなという部分もあって、何かそういう就労じゃなくてもそれなりのボランティアなり何なり、やっぱりそういう意識を高める何かあれが出てきてもいいんじゃないのかなって。意見です。

○福祉課長（坂元安夫）今意見としていただいた分につきましては、もう日々毎日我々が最も実は、ワーカーは苦勞しているところでございます。我々も権力を持っているわけじゃございませんので、あくまでも助言、指導、その範囲を超えることができないというのが1点。

そこのところを超えてしまうと、ある意味犯罪かなという部分になってきますので、これはもう警察のほうに引き渡す以外ないというのが実態でございますので。ただいづれにしましても、ワーカーのほうにおきましては家庭訪問を含めてその中で生活指導を含めて、日常のまず生活支援、そういう方々も結構いらっしゃいますので、そういうのをやっているところであります。

いづれにしましても、この点につきましては引き続き継続して粘り強くやる以外ないかなというふうに理解してございますので、そういう周りでそういう部分がありましたら、今もかなりそういう通報等もいただいておりますので、それにつきましては地道に一件一件対応したいというふうに考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で福祉課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

子育て支援課の審査に入る前に、協議会を開きたいと思っておりますので、子育て支援課はちょっと待機を。場所は前に来て、待機をお願いしたいと思います。

~~~~~

午後1時29分休憩

~~~~~

午後1時37分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

△子育て支援課の審査

○委員長（江口是彦）子育て支援課の審査に入

ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（江口是彦）先ほど審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、子育て支援課の当初予算の概要について御説明をさせていただきますと思います。

子育て支援課全体の予算としましては、前年度比約1,000万円の増となっているところでございます。

本編資料の2ページの一番下でございますが、新規事業としましては障害・社会福祉課のところでも若干述べさせていただきましたが、消費税引き上げに際しまして子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、子育て世帯への臨時特例給付金を、臨時的な給付措置を行うものとして1億2,000万円程度を計上させていただいております。

そのほか、保育園費では施設の増あるいは定員の拡大に伴いまして、運営費の増が約6,000万円ほどの増額計上をいたしているところでございます。なお、一般質問等でも平成27年4月からの子ども子育て支援制度の創設があるところでございますが、これにつきましては平成25年度の補正予算等におきまして、システムの構築あるいは支援計画の策定等の予算を計上させていただいております。これらについては繰越明許費用の設定をさせていただいているところでございます。

このようなことから、この新制度創設に関しまず経費につきましては、審議会の開催経費のみとなっているところでございます。

以上、子育て支援課の当初予算概要の説明を終わらせていただきますが、予算の内容等につきましては、この後課長の方から詳細について説明をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）引き続き当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一）それでは、平成26年度薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援

課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算調書の145ページをお開きください。

事項は、児童福祉管理運営費でございますが、児童福祉法の施行と次世代育成支援対策地域行動計画に基づく各種の事業に係る経費3億8,297万5,000円で、主なものは右側に記載のとおり、育児支援・相談等の行政事務及びファミリーサポートセンター業務に係る嘱託員4名と子ども・子育て支援会議委員15名の報酬、それから一般職10名の人件費、病児・病後児保育事業、地域子育て支援センター事業委託等のほか、さまざまな保育ニーズに応え、延長保育・一時預かり・障害児保育を実施する保育園に対する補助金ほか、保育所地域活動事業補助金等3件の補助金でございます。

次の、事項、女性・家庭児童相談費は児童への虐待や配偶者など女性に対するDV等、家庭内の問題に関する相談業務に係る経費841万4,000円でございます。

主なものは、女性・家庭生活支援相談員3名の報酬、相談システムの保守管理及びFMさつませんだいによる広報啓発事業の委託料、社会福祉主事資格認定負担金のほか、県・市家庭相談員連絡協議会等負担金、要保護女子の女性相談センター等への移送費でございます。

次は、146ページでございますが、事項、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、先ほど部長からもございましたとおり消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響緩和と消費の下支えを図り、臨時的な措置として給付金を支給する事業に要する経費、これが1億2,492万5,000円でございます。

経費の主なものは、電算システムの改修委託料や人件費、郵便料等の事務費と、支給対象となります1月分の児童手当受給児童数、これを1万1,063人と見込んだ給付金でございます。

なお、この給付金の制度概要につきましては委員会資料に、一番最後のほうにつけてございますので御参照ください。

次の、児童手当福祉費は中学校修了まで支給される児童手当給付に係る経費で、17億4,518万5,000円でございます。これは、全額扶助費で児童手当の総額となっております。

あけていただきまして、147ページ。

事項は児童館費です。放課後児童クラブの管理運営等に係る経費8,566万円で、経費の主なものは現在17クラブでございますが、これらの運営に対する放課後児童健全育成事業補助金、障害児を受け入れるクラブに対する放課後児童クラブ支援事業補助金、これら2件は県の補助事業でございます。

以下、市の単独でございますが、放課後児童クラブ施設整備補助金、債務負担行為分は育英児童クラブのプレハブ賃借に係る補助でございます。

次の児童クラブ設立支援事業補助金は、新設クラブの開設準備経費に対する補助、児童クラブ活動支援事業補助金は、児童クラブのない地域の児童を受け入れるクラブや、民間の家屋を賃借しているクラブに対する補助でございます。

そして最後の放課後児童クラブ運営費補助金は、児童数の多少による運営・活動内容の不均衡の是正を図るものでございます。

次の、事項、保育所運営費、認可保育所29園とへき地保育所2園の運営に係る経費でございますが、24億3,214万5,000円でございます。

経費の主なものは、へき地保育所関係で下甞の保育業務嘱託員報酬、里の管理代行委託等でございます。それから、認可保育所関係では、保育士等の処遇改善を図る保育緊急確保事業補助金、そして認可保育園29園の運営費23億6,074万9,000円の扶助費でございます。

次は、148ページになりますが、事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等に対する援助に係る経費7,977万5,000円で、経費の主なものはひとり親家庭等医療費助成に係る医療費集計機関審査手数料、それから母子寡婦福祉会運営費補助金、そして母子寡婦家庭自立支援給付金は、就業に必要な能力開発や資格取得を支援するもので、自立のための教育訓練等を受けた母親等に支給するものでございます。

ひとり親家庭等医療費助成は、母子・父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

事項、児童扶養手当福祉費でございますが、父母の離婚などによりひとり親となった父または母、あるいはこれらにかわる児童の養育者に対し支給される児童扶養手当給付に係る経費5億

1,600万円で、全額扶助費、手当総額でございます。

次は、149ページになります。

事項、母子生活支援施設措置費は、ストーカーや暴力、DV、生活困窮といった問題を抱える母子の生活支援施設への入所措置に要する経費832万9,000円で、全額扶助費でございます。

次の、子ども医療費助成費は中学校修了までの子どもに係る医療費の自己負担額を全額助成する経費で3億6,899万8,000円、経費の主ものは医療費集計機関等審査手数料と医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分と中学校まで無料とする市単独分それぞれ記載の金額でございます。

以上、歳出でございました。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

予算調書は33ページに戻っていただきたいと思えます。

負担金、民生費負担金4億7,271万6,000円でございますが、児童福祉費負担金で保育所保護者負担金、いわゆる保育料が主なもので、もうほとんどでございます。

それから、一つ飛びまして国庫負担金、民生費負担金22億5,902万7,000円は、児童福祉費負担金でございますが、児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の、国庫補助金、民生費補助金1億3,974万9,000円は、社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金で、子育て世帯臨時特例給付金の給付事業・事務費補助金でございます。それから、母子家庭自立支援給付金事業補助金、これらが主でございます。

県負担金、民生費負担金6億9,587万4,000円は、児童福祉費負担金で保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の、県補助金、民生費補助金3億1,095万7,000円は、児童福祉費補助金で、ひとり親家庭医療費助成事業、放課後児童健全育成事業、保育対策等促進事業、そして保育緊急確保事業等補助金が主なものでございます。

次の、県補助金・衛生費補助金4,712万円は、保健衛生費補助金の乳幼児医療費補助金でございます。

以上、歳入でございますが、平成26年度薩摩

川内市一般会計予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）放課後児童クラブなんですが、かなりあちこちでできてきているわけですが、これについてはやはり保育所と同じように待機児童という考え方というのはあると思うんですが、この待機児童というのは把握されているんでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一）保育グループ長に答弁させていただきます。

○保育グループ長（石走利和）放課後児童クラブの待機児童についてということで、昨年5月、厚生労働省の調査時点で市内で20名の待機児童がおります。

○委員（井上勝博）待機児童の考え方というか、要するに学童保育のある、学童保育はどこからでも入れるわけですよ。ただ、地域的にないところでそもそもそういう希望をするにしても余りにも遠すぎるという場合はカウントされていないという考えですかね。

○保育グループ長（石走利和）今申し上げました20名というのは、各クラブに申し込みがあったんですが、結果入れなかったという児童の数になります。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありますか。

○委員（井上勝博）ひとり親家庭の医療費助成についてなんですが、これは後でもいいんですけども、今現状は子どもの医療費もあるわけですが、子どもの医療費は自動償還払いでひとり親家庭については違うわけですよ。申請されていると。もしこの窓口の現物給付ということになれば、ひとり親家庭もいわば自動的に窓口というふうになると考えていいんでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一）制度自体が現物給付ということになれば、もう一律同じ取り扱いになると考えていいかと思えます。

○委員（井上勝博）それから、医療費助成について中学校まで無料化が行われておりますが、県内各地で今度は高校までというところがふえてき

ております。

私が聞いたので南大隅町、それから曾於市、それからあと二つくらい、もう高校までというところがどんどんふえてきているようなんですね。最初は、中学校の医療費の無料化をいち早く薩摩川内市が始めて、注目もされたんですが、今ではほとんどほかの他市町村もそれを追い越してきているという状況になってきているという状況になってきているわけで、やっぱりいわば子育てをしやすい地域なんだよということをアピールするというのが目的の一つにもあったわけですので、いよいよこの年齢を引き上げていかなきゃいけないんじゃないかという考えはなんでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一） どんどん高校までの助成の動きが広まっているということでしたけど、現在19市を見ますと9市が中学校まで、それから5市が小学校まで、2市が小学校は3年まで、3市が中学前までといった状況でございます。市につきましては。それと2市が委員がおっしゃいましたとおり高校卒業、18歳到達後最初に来る3月の31日までといった扱いになっておりますが、現在のところ、薩摩川内市において高校までの拡大ということは考えておりません。

○委員（井上勝博） 市長も現在のところは考えていないとおっしゃっていますけれども、情報としては二つというのはさっき言ったようにもう確定しているわけですが、報道もされているわけですが、予算化されているところが一つ、もう一つやろうというところで、もう踏み出してきているということで、これからそういうところがふえていくだろうと。

もう中学校卒業までが9市ということで、かなり広がってきているということなので、ぜひ子育て支援課としては頑張ってくださいなと思います。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（中島由美子） 保育園の待機児童は、どうなつたのでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一） 保育グループ長がお答えいたします。

○保育グループ長（石走利和） 今年度の待機児童でいいますと、現在233名が待機児童となっております。来年度、平成26年度の申し込みを

12月に受けつけまして、現在116名の待機児童が出ております。ただ、この116名というのは一次選考が今終わった時点での人数でありまして、今また二次選考、三次選考している途中でありますので、また今からどんどん減ってはいく数字であります。

以上です。

○委員（中島由美子） 何とか、ゼロに向っていただけるのでしょうか、見込みはどうですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 代理のほうが答弁いたします。

○課長代理（西田光寛） 今説明がありましたとおり、4月の申し込みの時点の待機が116名いるんですけども、年齢別の保育園の各園の空き状況ということでは、空き状況は128あるんです。

ただ、その園でないといけなとか、偏りがあったり、あと年齢でも大分偏りがあります。ゼロ歳児、4歳児、5歳児は幾らか入れる余裕はあるんですけども、1、2、3、ここの年齢層はもう今のところほとんどどこも入れないというような状況になってきていますので、その辺の申し込み者との折り合いがつけば少しは待機児童も減るのではないかと思いますけれども、今後ふえていくニーズにちょっと今の状況ではちょっと難しいかなというような状況です。

○委員（中島由美子） 大変だと思うんですけど、なるだけゼロに向かって努力をしていただきたいと思います。

あともう1点は、その認定こども園が今私市立の幼稚園の関係が、保育園と認定こども園というのかな、そういう感じになっておられるんですが、今後まだふえていく可能性があるのでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一） 現在、委員おっしゃいますとおり認定こども園は2カ所でございます。青山幼稚園の認定こども園、それから川内幼稚園の認定こども園、ほかの幼稚園さんも実際実質的には保育園は併設してやっておられるところがほとんどで、あと市内の幼稚園でのぞみ幼稚園、それからみくに幼稚園、それから純心幼稚園、これらが併設でしておられまして、のぞみ幼稚園が今、施設整備された上で平成27年度から認定こども園化ということで動いておられます。

あとは、こちらのほうに情報は入っておりますが検討中のことかと推測しております。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）この保育園の待機児童についてありましたけど、例えば128があいているということであるならば、少々遠いところでも例えば幾らかありますよと、幾らかガソリン代を出しますよと。新しくつくるよりそれで、そういうことは考えられないのでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一）現状ではあくまで現行制度内での対応といたしております。

○委員（井上勝博）ベビーシッターの事件があって、亡くなったということで待機されている方の切実さがそこまでであったのかというふうに再認識をさせられたわけで、我が市でそういう事件が起こらないとは限らないわけで、緊急の待機児童解消のための緊急にやっばりやらなきゃいけないんじゃないかというふうにも思うわけですね。その点の、今までの延長線上じゃなくて、この事件を受けて一刻も早くこの問題を解決するという、そういう認識というのはいませんか。

○子育て支援課長（吉川真一）課長代理のほうで答弁いたします。

○課長代理（西田光寛）先ほど4月時点の待機児童が116名って御説明しました。この内訳を申し上げますと、家庭外労働で既に就職、仕事についていらっしゃる方が53名、今から仕事を探しますという方が約半分の54名いらっしゃいます。

だから、54名の方は今のところそこまで差し迫っていないとかそういう、今後そういう希望があるという認識でいるものですから、私どもとしましてはできるだけこの53名の方を優先的に何とか見つけていって、保育ができるような状態にしていきたいというふうに今、考えているところです。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の一般会計予算は、一つは消費税増税を前提にして市民の負担が一層ふえることが前提となっているということと、社会保障の削減という傾向が強まってきているという内容になっています。

また、これはここではなかったわけですけども、ナイター施設の売却を進めるとか、マイナンバー制度の導入だとかいう問題も含まれておりまして本会議の中で……。

[「よそのとを」と呼ぶ者あり]

○委員（井上勝博）わかりました。よそのとは言わないでそういうことで、本会議でまた改めて討論いたしますが、反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（江口是彦）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一）所管事務調査のほうは特に資料はございませんけど、平成27年度4月から開始予定の子ども子育て新制度につきまして、本会議のほうでも江口委員長の質問に対しまして、部長が答弁しておりますが、その件について現状、今後の日程等についてお話をさせてい

ただきたいと思います。

昨年の12月19日に、委員15人からなる第1回子ども子育て会議を開催いたしました。1月の末から2月初旬にかけて住民アンケート調査を実施したところでございます。今月中には、国から認可認定運営等の基準が示されるということでございますが、続けてまた6月までにはサービス内容の公定価格の仮単価が示される予定となっております。

新制度開始までの作業スケジュールにつきましては、昨年の9月議会で本委員会においてお示ししておりましたとおり、今後示される国の規準等に基づきまして、各条例案を作成し、6月議会、9月議会に提出していくことと、それからニーズ調査結果を踏まえた子ども子育て支援事業計画の策定や、制度運営に必要なシステム開発についても並行して進めてまいるとのこととしております。

何分、国の情報を待ちながら限られた期間での作業となってまいります。利用者への周知期間も含めまして、平成27年度の新制度移行に支障のないよう進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この子ども子育て支援制度というのはなかなか理解ができなくて、保護者と施設側が直接契約をするというふうな内容になって聞いているんですけれども、いわば介護保険制度のようになります。その際に、要介護度みたいなやつで、子どもに対してレベルというか、段階をつけていくと、そんなやり方だというふう聞いていたんですが、その辺についてはどうなっているんですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 今、委員がおっしゃったのはまず現在幼稚園と保育園、それから認定こども園でございますけど、幼稚園が適当といった子どもは1号該当という区分がまずされます。それから2号該当ということで保育の必要なゼロ歳から3歳未満児、これが2号と区分されます。そして、3号がそれを超える3歳以上の保育を必要とする子どもたちといった区分がございまして、これの認定をまずやるという作業が出てまいりま

す。

それから、子ども一人一人に対して保育の必要量、どの程度の時間の保育が必要かといったことの判定といいますか、そういった作業をやった上での保育に入ることになっていきます。

○委員（井上勝博） その場合に保育料というのはどうなんですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 先ほど申しました公定価格というもので、国が現在検討中ですが、従来と保育園に関しましては大きく変わるところはないと見込んでおりますけど、確定的なものが示されるのが、骨格という形で示されるのが6月ということですので、現時点ではまだその御質問に関してはお答えできない状況でございます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時 8分休憩

~~~~~

午後2時10分開議

~~~~~

**○委員長（江口是彦）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△乳幼児医療費・重度心身障害者医療費等助成の現物給付式の実現を求める意見書の提出について

**○委員長（江口是彦）** きのう中島委員から意見書提出の提案がありましたので、乳幼児医療費重度心身障害者医療費等助成の現物給付式の実現を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加してこれを議題にいたします。

まず、先ほどもう配付をしてありますので、特に副委員長のほうから趣旨説明というか、補足説明があったらお願いします。

○委員（中島由美子）鹿児島市においても乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等、この「等」の中にひとり親家庭も入っていると思っておりますが、その現物給付方式の実施を求める意見書が採択をされて意見書が出されるということで、鹿児島県においては本当に九州内でも、もう鹿児島県とあと1カ所くらいができていないと聞いておりますので、何とか現物給付を実現してほしいという意味で、本市でもこの意見書を出したいと思っておりますので、御協力をお願いします。

以上です。

○委員長（江口是彦）意見書案の朗読要りますか。よろしいですか、一応読んでみましょうか。意見書案について書記に朗読をお願いします。

（朗読内容は省略、巻末に意見書（案）を添付）

○委員長（江口是彦）意見書案の朗読でした。これから質疑に入りたいと思いますが、御質疑、また意見等あったら述べてください。

○委員（瀬尾和敬）鹿児島県が行っている乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業を、現物給付方式にしてほしいということ。これが可能になると、例えば薩摩川内市で行っている中学校までの医療費の無料化についても、こっちとしてはもうできると、これさえあれば、これができればこっちももちろんできるんだという認識でいいわけですね。確認します。いいですね。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

○委員（瀬尾和敬）わかりました。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、質疑は尽きたと認めます。

それでは、委員会として本意見書案を本会議に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、文書等の軽微な変更については委員長に御一任願います。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（江口是彦）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（江口是彦）次に、閉会中の継続調査及び委員派遣について一括してお諮りをいたします。

閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり議長に申し出たいと思います。また、閉会中に行政視察を実施することとしますが、具体的な調査内容等は調整が必要となりますので、委員派遣の手続は委員長に御一任いただきたいと思えます。（資料は巻末に添付）

さらに、閉会中に現地視察など、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議はありませんか。

○委員（新原春二）全く異議はないんですけども、先ほど今議論になりました子育て会議の関係で、なかなかわからないという大体ニュアンスはつかめたんですけども、実際現場で、現場が非常に混乱をしているみたいなんです。認定こども園のほうからも私も相談を受けて、どうにか議会の方々と勉強会をしたいという話がありましたので、そういうものを呼びかけて1回勉強会を園でするのか、こっちでするのか、委員長、副委員長にお任せしますので、ぜひそういうふうな機会をつくらせていただきたい。6月以降でいいと思う。制度が見えないとちょっと無理ですので、よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）わかりました。そのように副委員長、事務局とも調整の上、諮りたいと思います。

なお1点、私からもお諮りしておきたいんですが、私たちの委員会も9月議会までであります。ということは、閉会中の審査というのはこの3月議会の後と、6月議会の後、実質それだけになります。そこで、産業廃棄物管理型最終処分場の問題。これは委員長、副委員長は議長とともに定例

的に報告を受けているんですが、皆さんにはもう  
棚入れをするだけで、そのときの報告の内容を委  
員長から具体的にその内容の伝達等もできていま  
せん。

そこで、県のほうというか、公社のほうからも  
9月完成前に現地の視察も、新聞でもありました  
ように市民にも公開して見てもらっているようで  
すが、しかるべきとき現地案内もしたいと、視察  
もということでしたので、それは相手もあること  
ですからいつになることは別にして、ぜひ段取り  
取り次ぎたいなと思っております。

それから、もう1点、さっき言ったように報告  
は受けているんですが、私は口頭で公社のほうに  
も、ぜひ委員会でも私たちも9月で最後ですから  
閉会中にでも参考人としておいでいただいて、細  
部的な説明も今後の新聞で問題になっている今言  
っていいのかわかりませんが、営業活動も  
一生懸命もうされていると思います。つくったは  
赤字になってはいけませんので、そういう将来の  
見通しも含めて1回参考人招致も含めて審査をし  
たいなと思っております、いかがでしょうか。  
これも、いつできるかというのは相手があること  
ですから、6月、9月議会までにということ以上  
言えませんが、そういうことで議長等を通して  
御相談したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）では、よろしくお願いい  
たします。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（江口是彦）以上で、市民福祉委員会  
を閉会いたします。2日間にわたり大変御苦勞さ  
までした。

## 【卷末資料】

意見書（案）

閉会中の継続調査について

乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、鹿児島県に対し、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦

提 案 理 由

鹿児島県が行っている乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業は、償還払い方式となっているが、いつでも安心して必要な医療を受けられるよう現物給付方式での実施が必要である。

については、鹿児島県に対し、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書（案）

現在、鹿児島県においては、乳幼児医療費や重度心身障害者医療費等に対して助成が行われていますが、これらの助成は、医療機関の窓口で一旦医療費を支払い、数カ月後に助成される償還払い方式となっており、保護者等の医療機関窓口での負担は軽減されていないのが現状であります。

子育て世帯や重度の障害者を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあり、鹿児島県市長会においても鹿児島県に対し、乳幼児医療費について現物給付方式等の導入を要望されています。

よって、いつでも安心して必要な医療を受けられるようにするためにも、鹿児島県におかれては、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業において現物給付方式を実施されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

鹿児島県知事

閉会中の継続調査について

| 市民福祉委員会 |                     |
|---------|---------------------|
| (調査事項)  |                     |
| 1       | 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について |
| 2       | 健康増進について            |
| 3       | 地域医療について            |
| 4       | 環境保全について            |
| 5       | 廃棄物対策について           |
| 6       | 産業廃棄物管理型最終処分場について   |
| 7       | 社会福祉事業について          |
| 8       | 障害者支援について           |
| 9       | 高齢者支援について           |
| 10      | 子育て支援について           |
| 11      | 国民健康保険について          |
| 12      | 介護保険について            |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦

